

令和7年度
法令研修資料
【地域教材】

東北運輸局岩手運輸支局 監修
(一社)岩手県自動車整備振興会 刊

目 次

1. 審査事務規程の一部改正等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ P 4
 - ・ 第 5 9 次改正、第 6 1 次改正、第 6 3 次改正、第 6 4 次改正

2. 自動車技術総合機構からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 ～ P 9
 - ・ 不正改造車を排除する取り組みの実施結果
 - ・ 令和 6 年度の不当要求行為について

3. OBD 検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 0 ～ P 3 2
 - ・ OBD 検査の概要
 - ・ 「はじまる、OBD 検査」

4. スピードメータ検査時の留意点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 3 ～ P 3 4

5. 告示、通達改正関係(プレスリリース)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 5 ～ P 6 8

6. 近年の整備事業者の処分一覧(東北運輸局管内)・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6 9 ～ P 7 2
 - ・ 指定整備事業者の処分状況一覧表

7. その他資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7 3 ～ P 8 1
 - ・ 訪問特定整備制度について
 - ・ 大型車の車輪脱落防止チラシ
 - ・ マフラー加速騒音チラシ
 - ・ お知らせ 車検が有効期限の 2 か月前から受検可能に！
 - ・ 重要なお知らせ！！タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ
 - ・ ナンバープレートの交付手数料が変わります！！

－ 審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR : Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
2. 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 1 月 6 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、9-14]

2. 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]

車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。

3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第63次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年4月1日（一部は令和7年10月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 新規検査等における書面審査関係〔別添2〕
 - 別添2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則1～4から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
 - 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
 - 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。
2. 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係〔別添3〕
 - 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
 - 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第2号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。
3. 令和7年4月1日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の2か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日に変更します。〔4-25〕〔様式16〕
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 7 月 31 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和 6 年度）

〔 カスタムカーショーで 16 台の出展車両に注意喚起 〕

〔 自動車用品店で 66 件の自動車部品・カー用品に注意喚起 〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、不正改造車の排除を目的として、平成 18 年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動及び自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

今般、令和 6 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

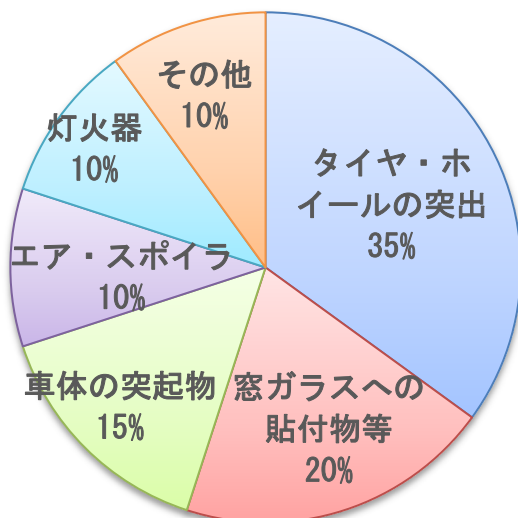
◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和 7 年 1 月から 2 月に開催された 2 カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又はおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

啓発活動の結果

	出展車両数	基準不適合が 確認された車両数
合計	1,487 台	16 台、延べ 20 箇所

装置別の基準不適合箇所



不適合箇所の例（タイヤ・ホイールの突出）



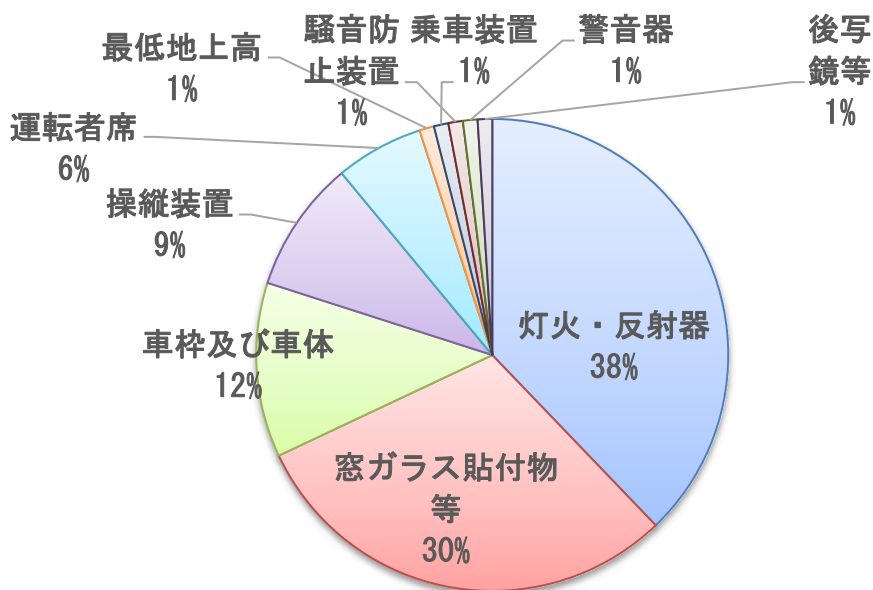
◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査

令和 6 年 7 月から 10 月にかけて、（一社）自動車用品小売業協会（APARA）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの 18 店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては、保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が 66 件（前年度 67 件）確認されたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は 10 種類あり、その中で「灯火・反射器」及び「窓ガラス貼付物等」で全体の約 7 割を占めました。

保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・ 灯火・反射器関係	LED を使用し点滅する灯火、赤色反射器について装着方法によって基準に適合しないおそれがある
・ 窓ガラス貼付物等関係	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付する補助ミラー、ドライブレコーダー又は窓ガラス用カーテンが運転者の視野を妨げになるおそれがある

これらの啓発活動も 20 年目を迎え、カスタムカーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、来年度も引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話：03-5363-3441(代表)

FAX：03-5363-3347

令和6年度の不当要求行為は55件発生

～機構職員に対する暴力行為は1件発生～

令和6年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は55件でした。前年度より、13件減少しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、ユーザー本人によるものが28件（50.9%）、受検代行業者によるものが18件（32.7%）、整備事業者によるものが9件（16.4%）となっています。
3. 不当要求行為の主な内容は、説明強要が26件（47.0%）、脅迫・威圧行為が11件（20.0%）、合格強要が9件（16.0%）、暴力行為が1件（2.0%）となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和6年度は1件の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っております。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は14件（25.4%）あり、その内訳はユーザー本人によるものが8件、受検代行業者によるものが6件となっております。
6. 今後も引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441 （代表）

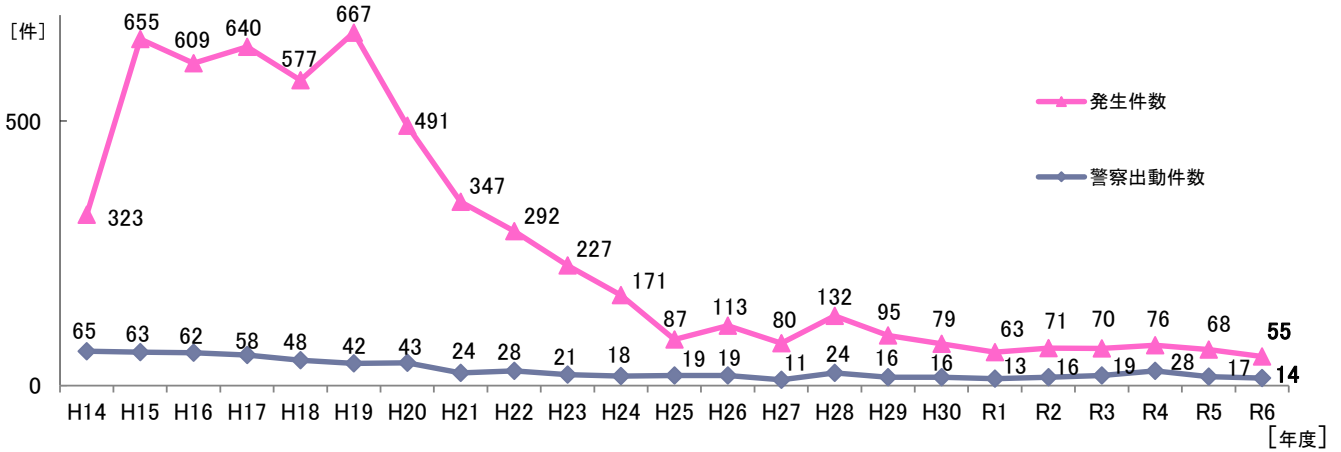
FAX 03-5363-3347

<http://www.naltec.go.jp>

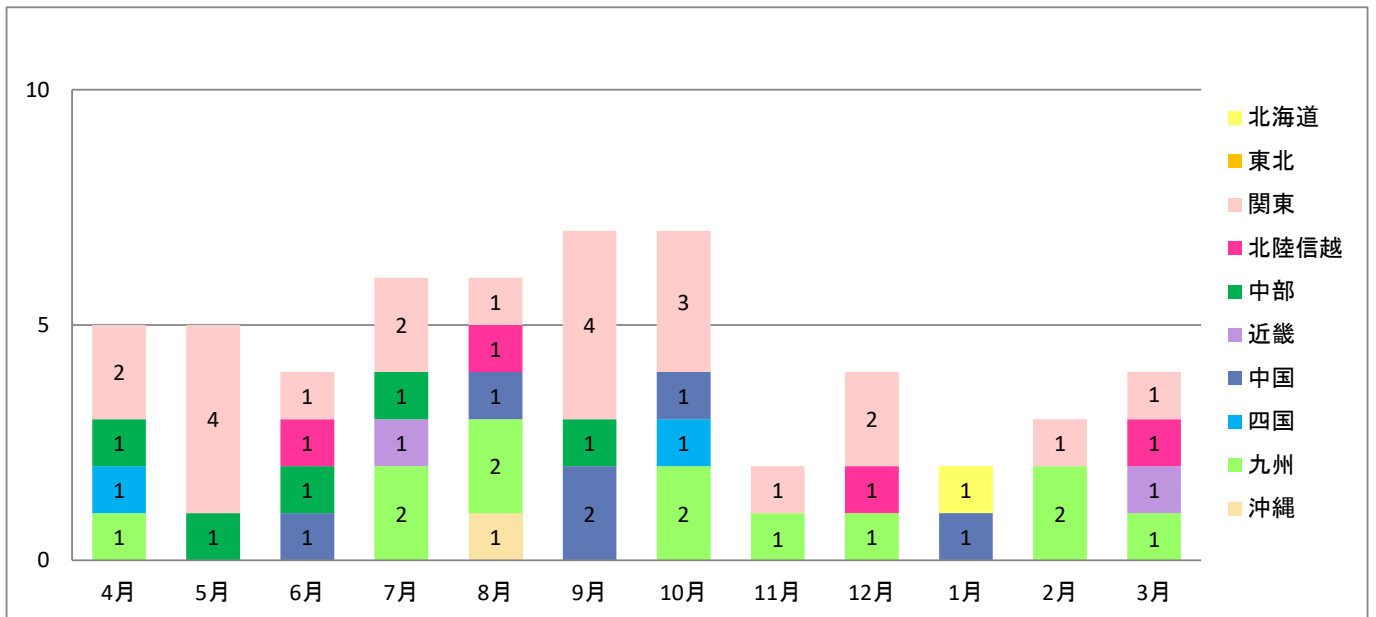
自動車機構における不当要求行為の概要

平成14年度（14年7月1日から）～ 令和6年度（令和7年3月31日まで）

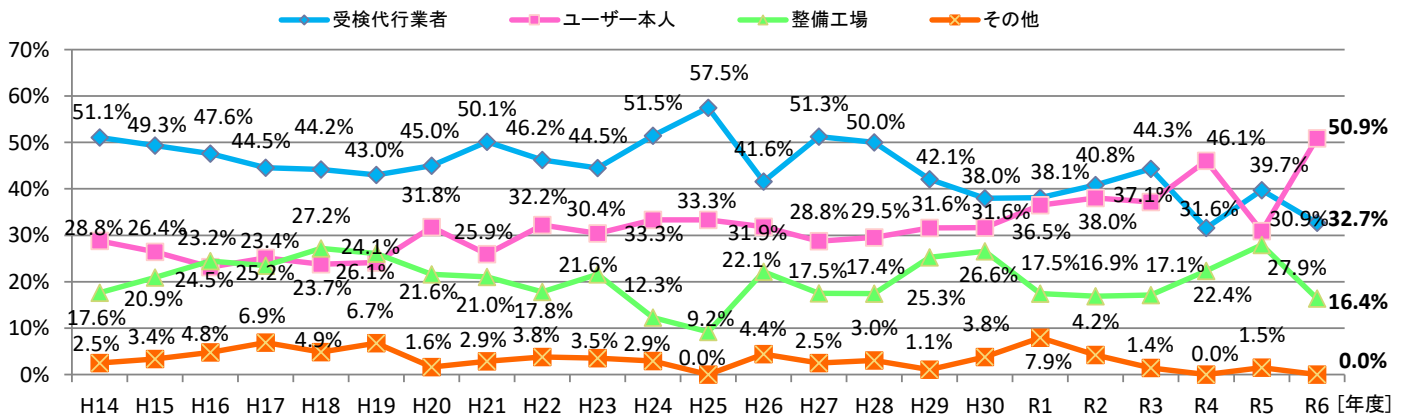
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

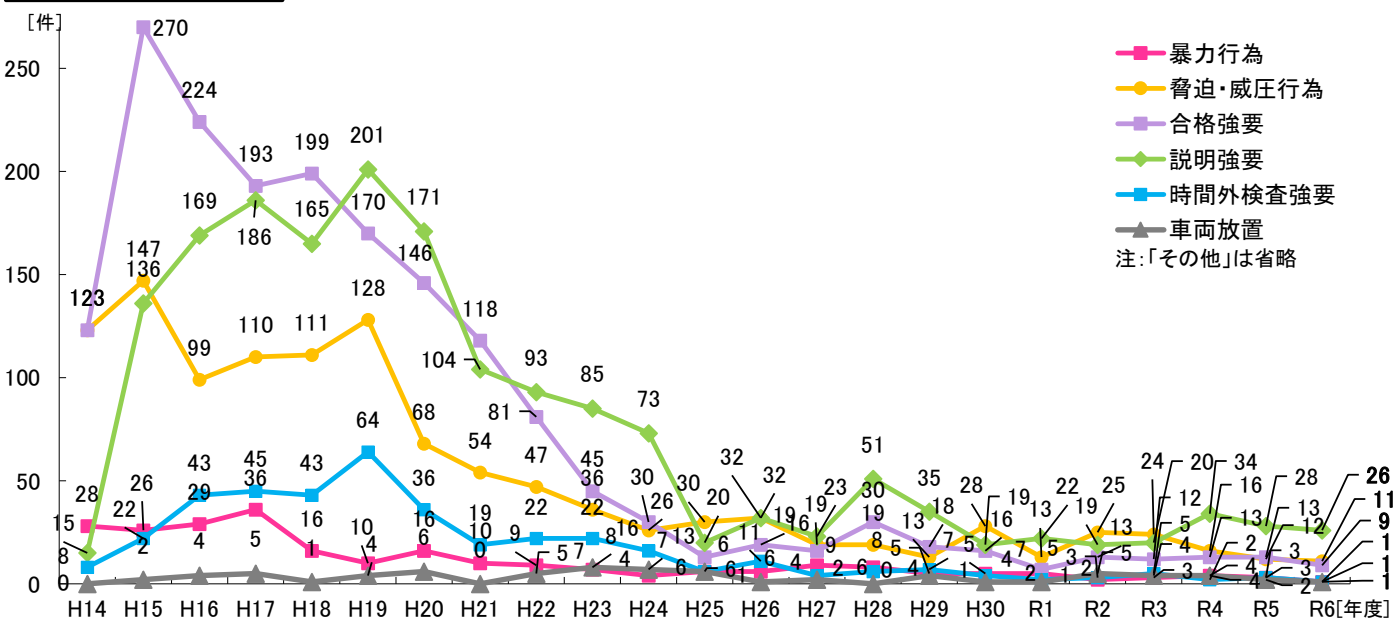


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

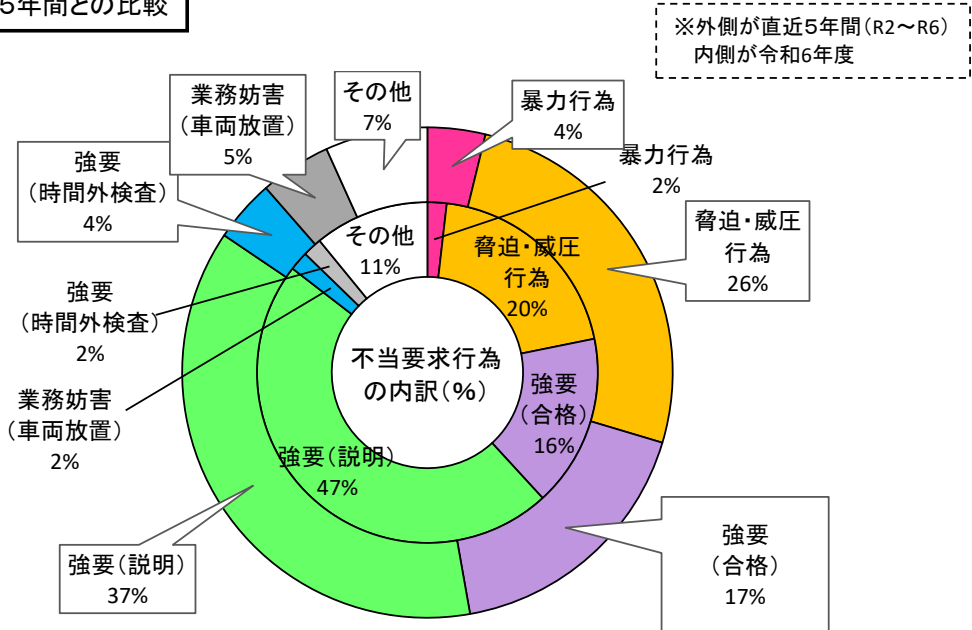


Ⅲ. 不当要求行為別の発生状況

不当要求行為別の推移

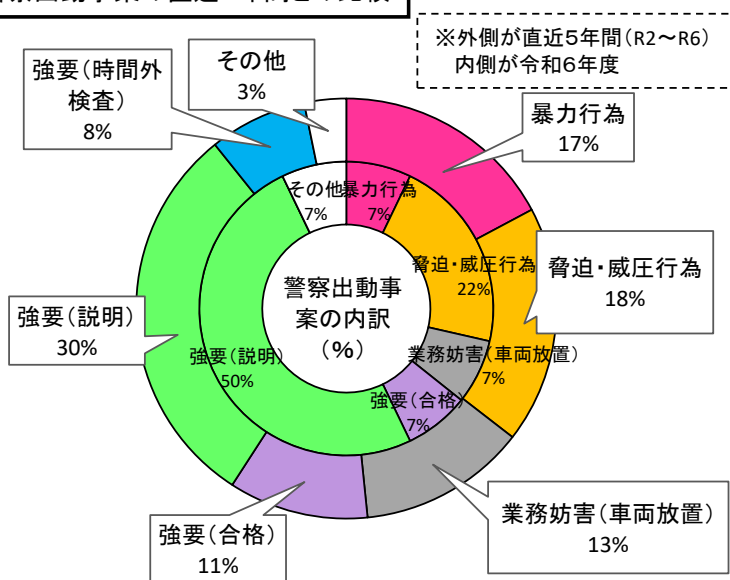


不当要求行為の直近5年間との比較

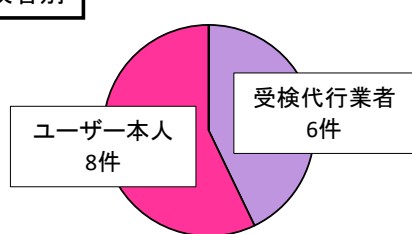


Ⅳ. 警察出動等の状況

警察出動事案の直近5年間との比較



受検者別



刑事事件の総数 ()内は平成14年度から令和6年度までの累計で令和6年度分を含む

刑事事件	0件	(67)
逮捕者	0人	(40)
起訴	0人	(36)
刑事罰		
懲役	0人	(6)
禁固	0人	(1)
罰金	0人	(28)
計	0人	(35)

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

目次

1. OBD検査とは
2. OBD検査導入背景の紹介
3. OBD検査対象の車両について
4. OBD検査システムの紹介
5. OBD検査システムの利用にあたり準備するもの
6. OBD検査ポータルを紹介
7. OBD検査対象車とOBD検査対象装置について
8. 接続ケーブルに関するルール等の適用関係
9. 検査場における抜き取り検査について
10. 出典

1. OBD検査とは

Point

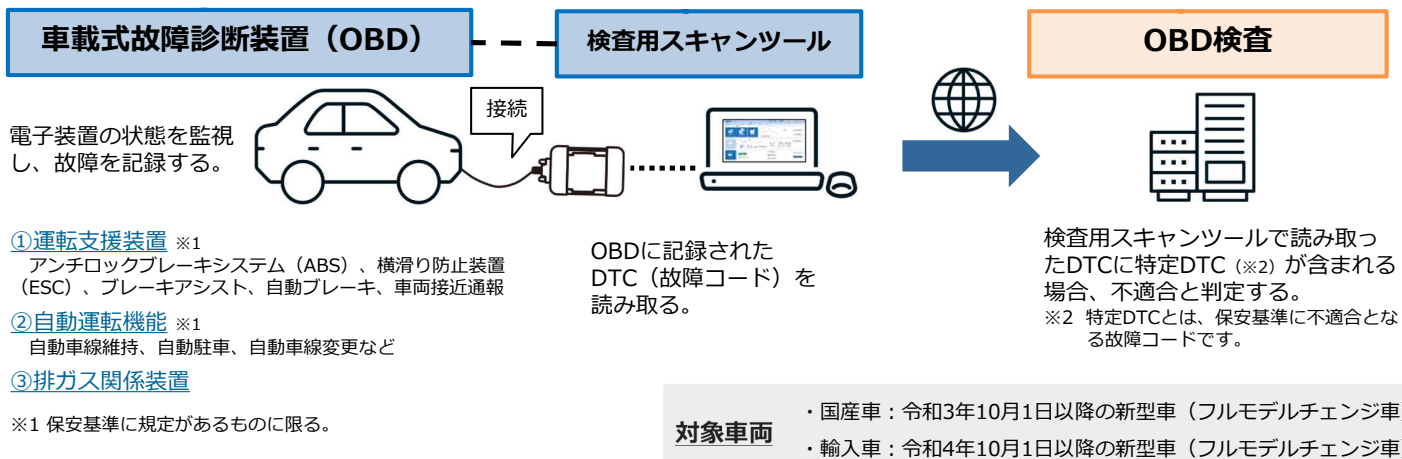
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2

2. OBD検査導入背景の紹介

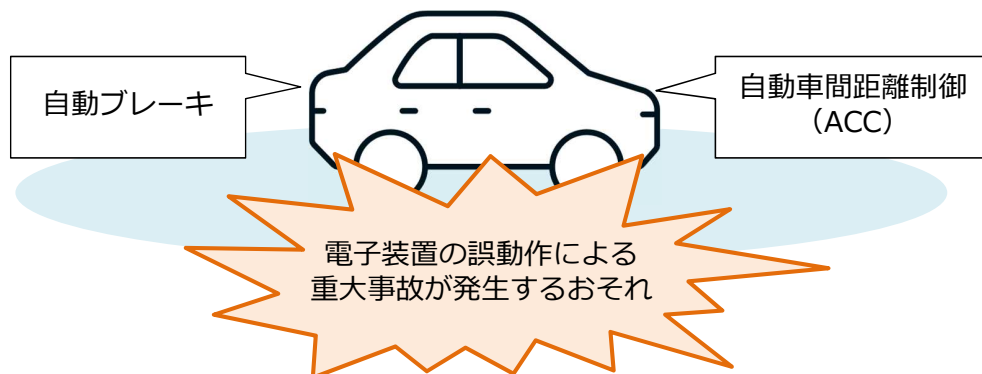
Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤動作が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

3. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証

電子車検証

備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4

4. OBD検査システムの紹介

Point

OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。

OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

O
B
D
検
査
シ
ス
テ
ム

利用者管理システム

OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

特定DTC照会アプリ

車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の可否を判定するためのアプリケーションです。

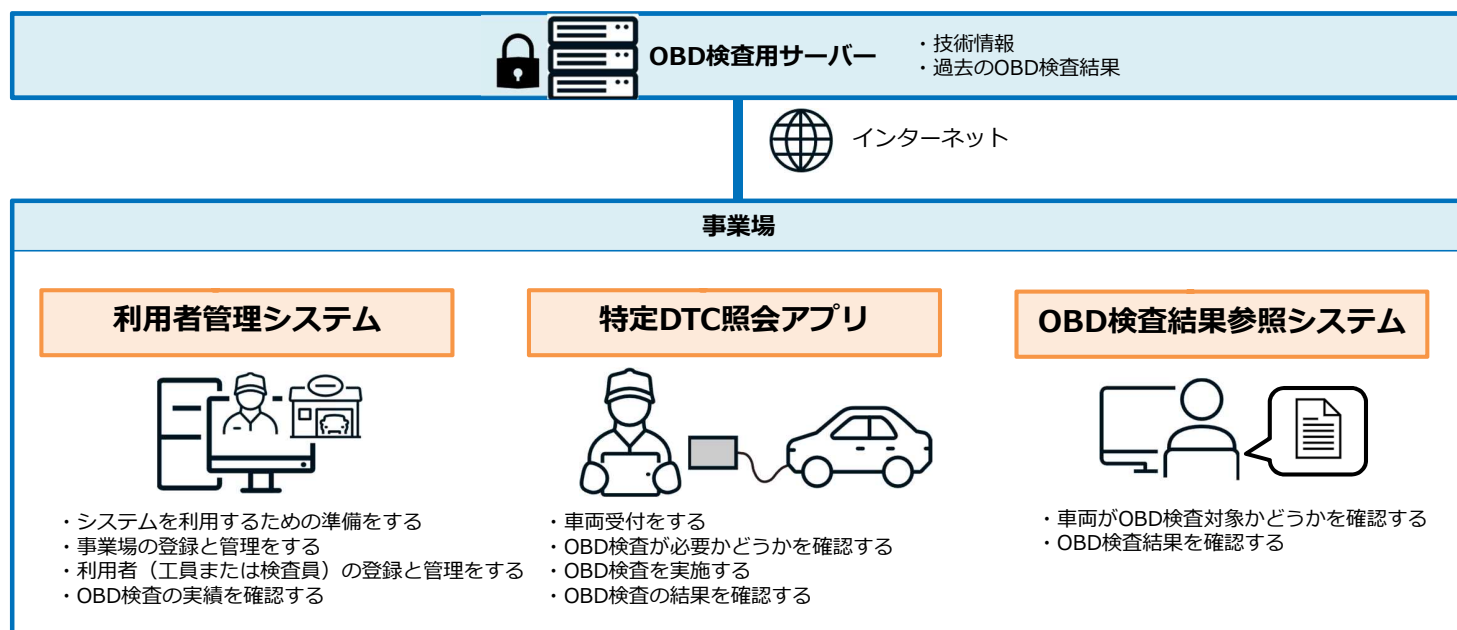
OBD検査結果参照システム

OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



5. OBD検査システムの利用にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

注意：認証工場の場合にはシステムの導入の義務はありません。
事前確認を行う場合にのみご用意いただく必要があります。

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD検査業務			プレ運用		本格運用	
						輸入車

令和5年4月～
利用者管理システム／OBD検査結果参照システムで必要なもの

インターネット環境 **PC**

※1
Windows 10以上

令和5年10月～
特定DTC照会アプリで必要なもの

インターネット環境

検査用スキャンツール※

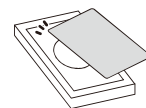
VCI

※1
WindowsがインストールされたPCまたはタブレット

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

二次元コードリーダ

ICタグリーダ



車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

6. OBD検査ポータルを紹介

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8

お問い合わせ先

OBD検査システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

7. OBD検査対象車とOBD検査対象装置について

OBD検査対象車

- ・自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載がある。
- ・型式指定日が国産車は令和3年10月1日以降
(輸入車は令和4年10月1日以降)となるニューモデル、フルモデルチェンジ車。
- ・型式指定自動車、多仕様自動車型式指定自動車以外の自動車（PHPや並行輸入自動車等）は対象外。
- ・二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外。

OBD検査対象装置

- ・かじ取装置（UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
- ・走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（ABS）
- ・走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（ESC）
- ・走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置（EVSC）
- ・緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS）
- ・衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）
- ・排出ガス発散防止装置
- ・電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置（AVAS）
- ・自動運行装置

※令和6年7月31日時点

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

10

9. OBD検査の基準について

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

- ・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの
- ・警告灯を点灯させるための信号（MIL信号）が出力されているもの
- ・1つもレディネスコード（故障診断の前提条件が成立していることを示すコード）が記録されていないもの
- ・当該装置に係る特定DTC（OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード）が1つ以上記録されているもの
- ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの

安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

- ・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

11

8. 接続ケーブルに関するルール等の適用関係

	車両 OBD検査対象車	ケーブル (有線接続の場合)	VCI 必須	ケーブル (有線接続の場合)	PC等 必須
製作者		ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ツールメーカー製	ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ソフトウェアは ツールメーカー製 (PCは汎用品)
型式認定		対象	対象	(対象) ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合	対象 (ソフトウェアのみ)
メーカー保証※		対象	対象	(対象) ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合	対象 (ソフトウェアのみ)
整備工場に対する 処分		非認定品を 使用すると 処分 (非認定品の 延長ケーブルを 使用した場合を含む)	非認定品を 使用すると 処分	非認定品を 使用しても 処分なし	非認定品を 使用すると 処分 (ソフトウェアのみ)

※ 現時点で法令等によりメーカー保証を義務付けているものではなく、一般的な保証範囲をまとめたもの

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

12

1. 車両とVCI間のケーブル

- 車両とVCI間のケーブルについては、スキャンツールの標準規格や検査用機械器具の審査基準により以下のとおり定められている。

ケーブルの長さ

- 基準: ケーブルの長さは5 mを超えてはならない
- 規格: ISO15765-4、自動車検査用機械器具の審査基準について(自整第121号 平成7年6月14日)

ケーブルの電気特性

- 基準: 検査用スキャンツールの信号グラウンドの抵抗値は500kΩ以下であること
- 規格: SAE-J1962

- DoIP方式の通信プロトコル(ISO13400)に非対応のケーブルが存在する
→ DoIP方式に対応したVCIに非対応のケーブルを接続すると、正しい判定が行われずおそれ

2. VCIとPC間のケーブル

- 非認定品を用いても、1. のように判定に影響を及ぼすことは考えづらい
(最悪、通信ができずに検査を行うことができないのみ)

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

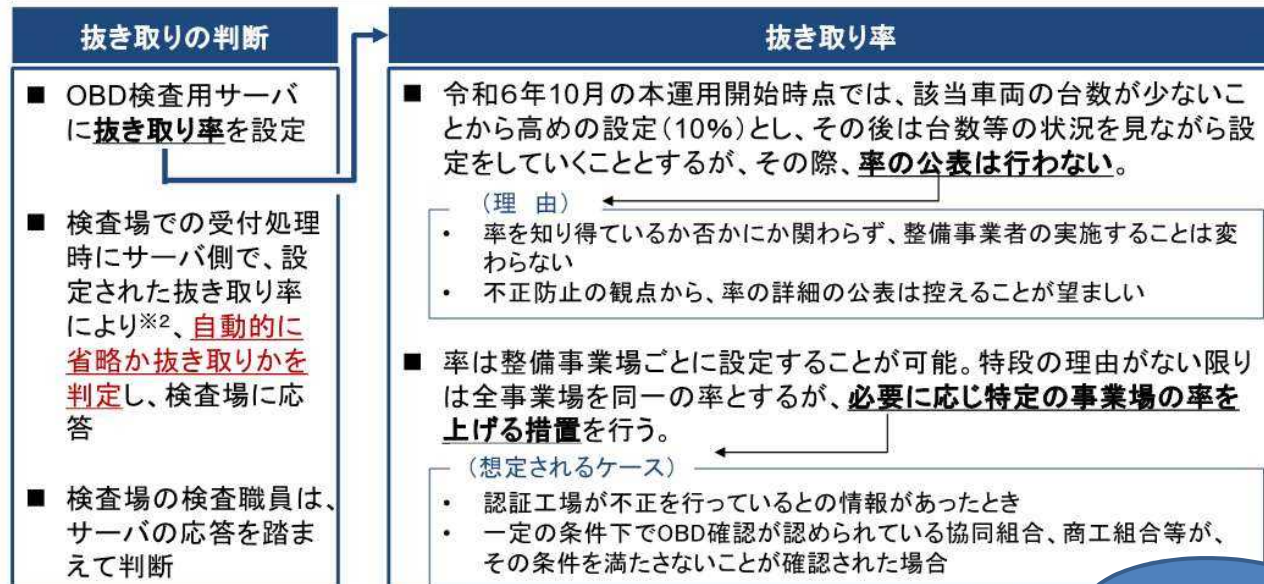
13

9. 検査場における抜き取り検査について

検査場における抜き取り検査の実施について

- 最終報告書6. (4)の提言に従い、検査場では以下の対応を行う。
 - ・ 受検日含め5日の間※1にOBD確認が実施され「適合」であった記録がある受検車両は、**原則、検査場でのOBD検査を省略**(検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除く。)
 - ・ 上記に該当する場合でも、替え玉受検の防止等を目的に、**抜き取り検査を実施**

※1: OBD検査検討会のフォローアップ会議での合意事項



※2: 事前に行われたOBD確認の結果が以下の場合は念のため、上記の抜き取り率に関わらず抜き取り検査を実施する

- ・ 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・ 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

ご注意ください

14

10. 出典

本資料は以下で公開されている資料を基に作成しております。

ここでご紹介した内容以外にも皆様にとって有益な情報もありますので、ご参考となれば幸いです。

OBD検査ポータル <https://www.obd.naltec.go.jp/>

- ・ 【整備事業者の方】 - 【研修資料】 から確認が出来る資料を主に活用しています。

OBD検査準備会合 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000059.html

- ・ 第1回～第7回の資料を参考としています。

『はじまる、OBD検査』

独立行政法人自動車技術総合機構
OBD情報・技術センター



1

2024年 10月 1日
OBD検査 開始

2

本日の内容

- OBD検査とは（おさらい）
- OBD検査を行うクルマ
- 『OBD確認』とは
- OBD検査/確認のルール
- システム登録情報の更新
- 災害・障害時の「特例措置」
- 検査コースでのOBD検査

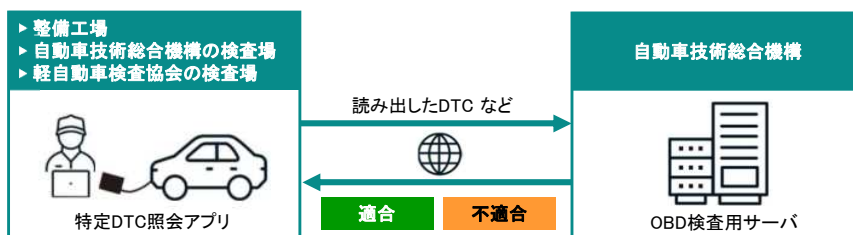


3

OBD検査で行うこと

自動車メーカーが
OBD検査用サーバに情報を提出

- 車検時に、「保安基準不適合となる故障コード」(特定DTC)の有無を確認します。
- OBD検査の可否判定は、OBD検査用サーバが行います。(自動判定)



Q どんな装置を検査するのか...

安全関係装置



排出ガス関係装置

4

OBD検査を行うクルマ①

○ 令和3年(2021年)10月(輸入車は令和4年(2022年)10月)以降の
ニューモデルからが、**OBD検査対象車**です。

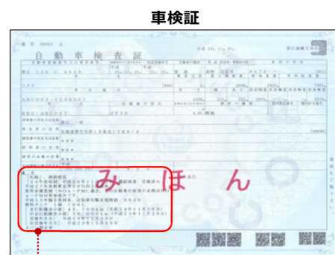
※二輪車、大型特殊車、型式認証を受けていない車(試作車、並行輸入車など)は対象外

それ以外のものが
途中から対象になることは
ありません。

Q OBD検査対象車の見分け方は？

車検証に「**OBD検査対象**」と記載されています。

対象車は新車のときから記載されています。
途中から記載されることはありません。



備考
OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日



備考
OBD検査対象

5

OBD検査を行うクルマ②

○ OBD検査対象車でも、以下のものは検査不要です。

OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前(輸入車は令和7年9月30日以前)
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

Q どうやって確認するのか...

特定DTC照会アプリで『検査要否確認』を行うと、サーバから検査要否が返ってきます。

Q 車検証の『OBD検査開始年月日』で判断すればよい？ 全車アプリで確認すべき？

- ・車検証の記載は、「その型式」のOBD検査開始年月日です。
- よって、1台ごとの条件である上記の「③」については無関係の記載です。
- ・『検査不要』の判断は車検証のみでも可能です。

- | | |
|---------------------|-------------|
| [1] 「OBD検査対象」の記載なし | ▶ 全て検査不要 |
| [2] 車検証の「開始年月日」よりも前 | ▶ 全て検査不要 |
| [3] 車検証の「開始年月日」よりも後 | ▶ アプリで確認をする |

ほとんどの場合、
「検査要」となります。

⇒ [3]で「検査不要」となる例
・初度登録から10ヶ月以内の車検(中古新規や前倒し車検)

6

『OBD確認』とは

合否判定は、OBD検査と同様にOBD検査用サーバが行います。

- 「**OBD確認**」は、OBD検査の合否を事前確認する機能です。
- 「検査不要」と判定されるクルマに対しても実施できます。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、**検査コースでのOBD検査が原則省略**されます。

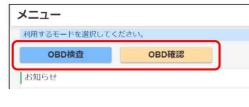
「OBD検査」モードの場合、
[実行]ボタンが押せません。

5日間有効

「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

- ・システムで判定する方法に**違いはありません**。
「検査要」であるクルマに対する実施結果は全く同じです。
- ・ただし、「検査不要」であるクルマに対して実施する場合は制約※があり、実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。

※11ページ参照



検査コース受検前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、検査開始時に検査コースのシステムが**自動的にそのデータを確認**します。
- ・**実施結果を印刷して持参する等の必要はありません**。

やってくればOK！



『原則省略』の、原則に当てはまらない(省略されない)場合とは？

- ・不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で**抜き取り検査**を実施します。

7

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

(参 考)

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制 度	検査 (車検)	任意 (実施義務はなし)
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 (輸入車は令和7年10月1日)	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施
OBDを搭載する全ての自動車 (年式にかかわらず)	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 (輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車)	✓ 完成検査時 以外 での 適否の確認
12カ月ごと	実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時	✓ 持込検査での省略
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	方 法	機構サーバに接続して合否判定 (自動判定)	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」	



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



8

指定整備におけるOBD検査・OBD確認の実施の例

- 1 入庫・受付 【フロント係】
- 2 受入点検・作業指示 【自動車検査員、整備主任者等】 OBD確認
(任意)
- 3 整備作業 【整備係】
- 4 中間点検 【整備主任者】 OBD確認
(任意)
- 5 完成検査 【自動車検査員】 OBD検査
(必須)
- 6 保安基準適合証への証明 【自動車検査員】
- 7 関係書類の確認、適合証の交付 【事業場管理責任者】



9

『OBD確認』できる？できない？【制度編】

- ☑ 原則、認証工場・指定工場のみが実施できます。
- ☑ 「検査員」または「工員」が実施できます。
- ☑ 「自工場にて点検整備を行う(行った)クルマ」
に対してのみ実施できます。
- ☑ 「事業場の敷地内」のみで実施できます。
- ☑ OBD確認後、検査コースでの受検までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」
を行ってはけません。
行った場合、検査コースでの受検までの間に
もう一度OBD確認を実施します。



OBD検査システムに
登録している利用者

敷地内であれば、
現車作業場でなくても可



「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

10

『OBD確認』できる？できない？【システム編】

- 『**検査不要**』と判定されるクルマに**OBD検査はできません**。
(「OBD検査」モードでは「実行」ボタンが押せません。)

型式指定から2年未満、初度登録から10ヶ月未満



- 『**検査不要**』と判定されるクルマに**OBD確認**を実施する場合、
以下の**制約があります**。

※システムで検査に必要な情報の準備が完了したものは制約はありません。



できないクルマがあります



**全ての項目のチェックは
できません**

- ①OBD II の規格情報に基づく**排ガス装置との通信のみを行い、安全系装置との通信は行われません**。
- ②WLTP-OBD規制車、J-OBD II 規制車またはディーゼル重量車J-OBD II 規制車以外であって、**OBD II 規格が採用されていない車両**の場合は「**通信不成立**」となる、または**一部の通信ができない**(例えばレディネスコードが取得できない)可能性があります。
- ③**車両総重量3.5t以下のディーゼル車、EV車などの一部の車両については、「実行」ボタンが押せません**。

(参考)

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| <J-OBD II 規制車、WLTP-OBD規制車> | ⇒ 車両総重量3.5t以下のガソリン車・LPG車 |
| <ディーゼル重量車J-OBD II 規制車> | ⇒ 車両総重量3.5t超のディーゼル車 |

11

OBD検査/確認の実施手順

※自動車技術総合機構「審査事務規程」に規定されています。

OBD検査は、原動機始動（HV、EVは **READY ）で**



原動機停止・電源オフ



検査用スキャンツール接続



原動機始動（HV、EVは **READY ）**



検査 [実行]

Q イグニッションオンでは検査できない？ システムでエラーにならない？

- ・多くの場合はイグニッションオンだけの状態でも判定がされますが、
原動機始動(READY)状態ではじめて検出されるコードもあるため**正確な検査になりません**。
規定どおりの方法で実施してください。
- ・クルマの状態(オフ、イグニッションオン、原動機始動(READY)の別)を
システムで検知することはできませんので、エラーとはなりません。
検査実施者にて注意していただく必要があります。

12

OBD検査/確認のルール①

■ 実施場所

- ☑ 「事業場の敷地内」において実施しなければなりません。

敷地内であれば、
完成検査場や現場作業場でなくても可

■ 検査用スキャンツール

- ☑ 認定された検査用スキャンツールを使用しなければなりません。

■ ID・パスワードの不正使用または幫助の禁止

- ☑ 他者のIDを使用してOBD検査/確認をしてはいけません。(なりすましの禁止)
- ☑ IDを事業場以外の者へ貸し渡し、使用させてはいけません。
(ID等の不正使用の幫助の禁止)

OBD検査用サーバには、検査結果の他、
いつ、どのID(名前)で行ったか
全て記録が残ります。

■ 実施する車両

- ☑ 自らの事業場において点検整備を行う(行った)車両にのみ実施できます。

通達

- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)
- ・「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」(令和6年3月28日付け国自整第267号)

13

OBD検査/確認のルール②

■ OBD確認後、検査コースでの受検までの間の改造等の禁止

- ☑ OBD確認後、検査コースでの受検までの間に
「OBD検査の可否に影響を及ぼす整備または改造」を行ってはいけません。
行った場合、検査コースでの受検の間にもう一度OBD確認を実施します。

■ 「替え玉」の禁止

- ☑ 車両情報を入力した車両と別の車両のOBD検査/確認データを送信してはいけません。

■ OBD検査で補助者が行える作業範囲

- ☑ VCIの取り付け、アプリへの車両情報の入力、補助者が行ってもよいです。
- ☑ ただし、同一性の確認、入力内容の真正性については、
検査員が責任をもって確認しなければいけません。

ログインは、
検査員が検査員のIDで

通達

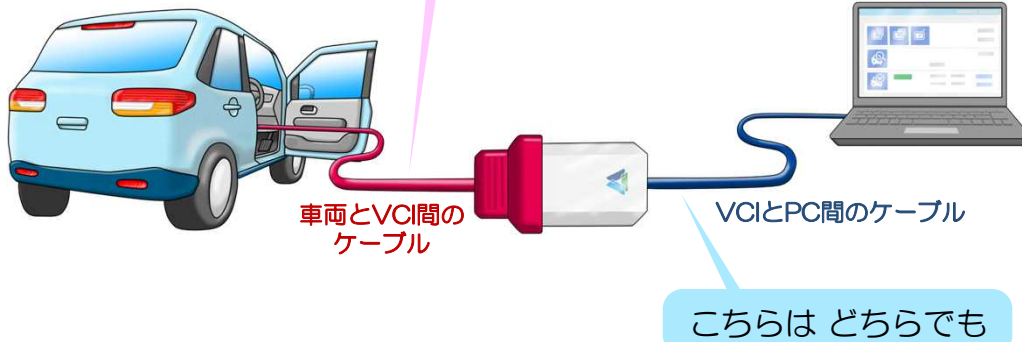
- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

14

接続ケーブルを使う場合は

こちらは
ツールメーカー製の **認定品** で

⚠ 非認定の社外品延長ケーブルはNG



15

(参 考)

第6回OBD検査準備会合【資料7】より抜粋

OBD検査における検査合理化の適用判断について

「OBD検査の合否に影響を及ぼす」可能性のある作業

※DTCの入力条件等は車両により異なり、詳細な作業までを全て示すことは困難なためご了承ください
(将来の車両開発まで加味をした内容では無く、現時点の考え方を整理したものにします)

＜ご参考：実作業でのケーススタディ（一例）＞

作業例	エンジンオイル交換	タイヤ&ホイール脱着	バンパー脱着
関係部品イメージ			
①対象装置の構成部品の脱着、もしくは取付位置が変更する作業	【該当なし】 ・上図の場合、交換するために対象装置の脱着の必要がない	【該当なし】 ・上図の場合、脱着するために対象装置の脱着の必要がない	【該当あり】 ・上図の場合、交換するために対象装置の脱着も必要（バンパーに該当装置あり）
②ECUに記憶される学習値等が消失される作業	【該当なし】 ・ECUへの学習等の作業なし	【該当なし】 ・ECUへの学習等の作業なし	【該当の可能性あり】 ・運転支援、自動運転システムのセンサ等の脱着時にエーミング等が必要な場合は該当
③スキャンツール等によるALLダイアグ消去する作業	【該当なし】 ・ダイアグコード等を消去する作業なし	【該当なし】 ・ダイアグコード等を消去する作業なし	【該当なし】 ・ダイアグコード等を消去する作業なし
合理化可否	合理化 可	合理化 可	（上図の場合は）合理化 不可

16

指定整備記録簿Q&A

Q1 新様式の指定整備記録簿は、いつ、何を行う車両から使用すればよいですか？

A1 10月以降に指定整備記録簿の記載をするものから、
新様式の指定整備記録簿を使用してください。

Q2 点検整備を9月に開始し、完成検査を10月に行う場合、
どちらの様式の指定整備記録簿を使用すればよいですか？

A2 9月以前に指定整備記録簿の記載をする場合、旧様式の指定整備記録簿を
使用してください。
この場合、10月以降に完成検査をする際には不足している項目について追記
して使用してください。

Q3 9月以前に新様式を使用することは認められますか？

A3 原則、9月以前は旧様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。

Q4 10月以降に、OBD検査の必要がない車両に、旧様式を使用することは認められますか？

A4 10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用してください。

Q5 余っている旧様式の指定整備記録簿を、記載項目を新様式のものに書きかえて
使用することは認められますか？

A5 原則、10月以降は新様式の指定整備記録簿を使用していただくこととなります。
なお、旧様式を使用して不足している項目を追記していただいても問題ありません。

『OBD検査結果』欄

17

システム登録情報の更新【通常の変更編】

事業場の情報 に変更があったら

OBD検査システムの登録情報変更

を お忘れなく !!

☑ 事業場名称の変更



☑ 事業場所在地の変更



☑ 検査員の選任・解任 工員の変更



18

システム登録情報の更新【新規、番号変更編】

※システム上の指定番号
が変わらないものを除く。

新規システム登録

認証⇒指定

指定廃止新規

- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能(情報更新)となるまでに数日かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行ってください。



- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。
管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)
- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。
運輸局への申請書(届出書)
- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の指定(認証)後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

19

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編①】

指定廃止新規

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。

※システム上の指定番号
が変わらない場合、事業場名のみ変更
(何も変わらなければ対応不要です。)

OCRに記入する数字と同じです。

引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。



- ・過去の検査結果等の情報は参照不可
- ・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
- ・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生



認証譲渡

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 事業場名等の変更を申請してください。
- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。

引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法



・登録済の認証番号での新規利用申請は不可。譲渡元が利用停止を確実に行うことが必要

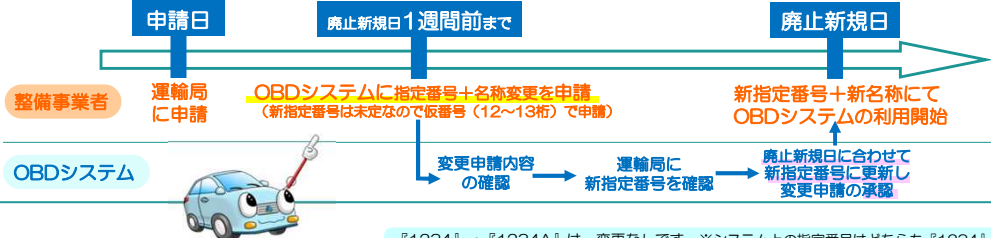
20

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編②】

指定廃止新規の流れ(例)

※『システム上の指定番号』：OCRに記入する数字と同じです。

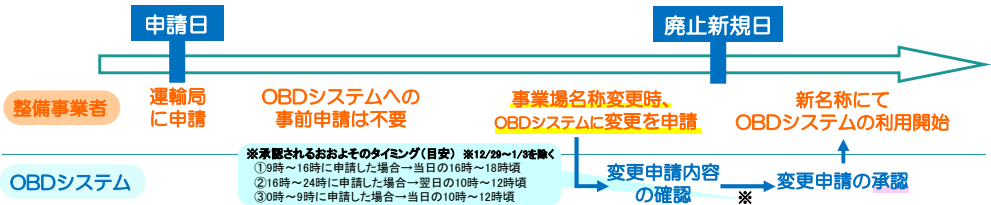
■システム上の指定番号の変更あり(近畿、中国以外) 例：指定番号と事業場名称の変更



『1234』→『1234A』は、変更なしです。※システム上の指定番号はどちらも『1234』

■システム上の指定番号の変更なし(近畿局、中国局管内) 例：事業場名称のみ変更

※システム改修(4月予定)まで



※承認されるおおよそのタイミング(目安) ※12/28~1/3を除く
①9時~16時に申請した場合→当日の16時~18時頃
②16時~24時に申請した場合→翌日の10時~12時頃
③0時~9時に申請した場合→当日の10時~12時頃

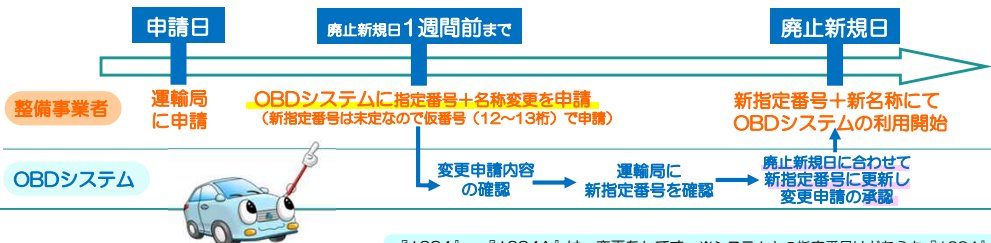
21

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編②】

指定廃止新規の流れ(例)

※『システム上の指定番号』：OCRに記入する数字と同じです。

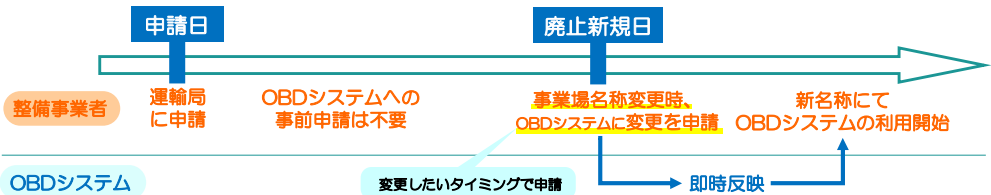
■システム上の指定番号の変更あり(近畿、中国以外) 例：指定番号と事業場名称の変更



『1234』→『1234A』は、変更なしです。※システム上の指定番号はどちらも『1234』

■システム上の指定番号の変更なし(近畿局、中国局管内) 例：事業場名称のみ変更

※システム改修(4月予定)後



22

災害・障害時の「特例措置」①

○ OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、**特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)**を実施する。

対 象

機構のOBD検査用サーバーの障害

通信障害・電力障害

OBD検査用サーバーのアップデートなど
整備工場の責でない機構が認めた場合

対象外

自社の保有する機器の障害

『OBD確認』

検査用スキャンツール または
自動車のOBDの不具合

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断

Q

特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。

通 達

「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)

23

災害・障害時の「特例措置」②

サーバー障害

緊急時はココでお知らせします →



対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

特例措置により検査実施

- ・サーバー障害の場合は自動車技術総合機構が障害を認定
- ・障害認定日時より、復旧日の24:00まで、特例措置適用

通信・電力障害

対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

通信会社/電力会社に確認

特例措置により検査実施

- ・整備工場の判断で特例措置適用可
- ・障害発生の実事が確認できる記録を2年間保存
- ・障害発生日の24:00まで、特例措置適用

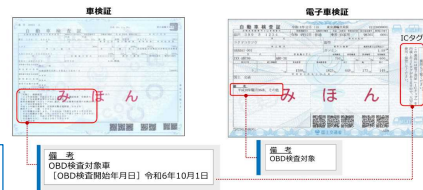
- ・通信会社/電力会社のHPの写し
- ・問い合わせ履歴 等

24

検査コースでのOBD検査①

実施する受検車両（おさらい）

- 車検証に「OBD検査対象」と記録されているもののうち、次のもの以外が実施対象



OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

□ 継続検査

□ 中古新規検査 / 中古予備検査

□ 構造等変更検査

- 型式指定年月日から2年を経過していないもの、初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していないもの 以外は、**実施します。**（輸入車は令和7年10月1日から）

継続検査では稀です

□ 新車新規検査 / 新車予備検査

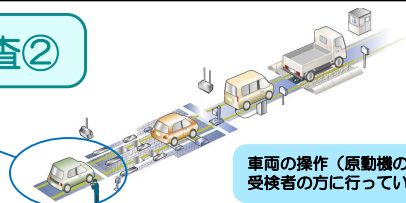
- **実施しません。**（初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない）

※二輪車、大型特殊車、並行輸入車、輸入自動車特別取扱車 は 対象外なので実施しません。
（車検証に「OBD検査対象」と記録されていることはありません。）

27

検査コースでのOBD検査②

■ 検査コースの入口で実施



■ 検査担当者が、検査用スキャンツールを車両に接続



■ OBD検査用サーバに照会した結果を、検査担当者が端末で確認

実施対象車は必ず 検査用スキャンツールを接続できる状態 で受検してください



検査コースでの省略

5日間有効

- 認証工場が受検前に『OBD確認』で **適合** を確認してきた受検車両は、**原則、検査コースでのOBD検査を省略**します。 ※検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除きます。
- 省略の可否は、OBD検査用サーバが保存されている記録から **自動判定** し、検査担当者に伝えます。



省略可

よって、OBD確認で適合だったことを証明する何かを
持参する必要はありません。

省略がされないケース

※替え玉受検の防止等が目的

一定の抜き取り率でOBD検査用サーバが『検査が必要』と **自動判定** したものは、省略しません



検査必要

※次のものは、OBD検査用サーバが『OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査が必要』と自動判定するため、省略なりません。

- ・読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

29

OBD検査に関するご質問

■ OBD検査ポータル

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省

『自動車の電子的な検査（OBD検査）について』

国土交通省 OBD



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

0570-022-574

9:00 ~ 17:00 (12月29日から1月3日を除き、年中無休)



30

スピードメーター検査時の留意点

スピードメーター検査時の留意点

(1)ご指摘事象の概要

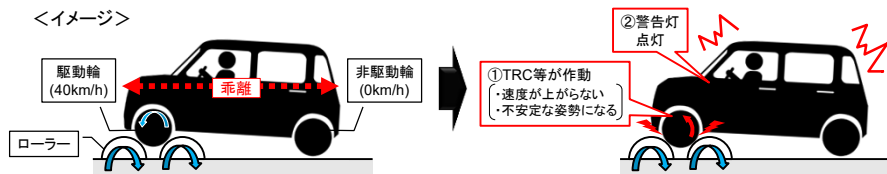
OBD検査対象車に関わらず、トラクションコントロール（TRC）機能等の搭載車両において、ドラムテスター等を用いてスピードメーター検査をする際、下記事象が発生する可能性がある

- ・ **車両安全性を確保するための機能**（トラクションコントロール等）が**作動**
車輪速系のセンサ出力に乖離が発生することで、低 μ 路走行時等と似た状況となりアクセル開度に対して駆動力を抑制する制御を行う可能性がある

- ・ **DTCが入力し警告灯が点灯**

※ 実際に発生する事象や警告灯点灯・消灯（DTC入力・消去）の条件は、車両で異なるため上記はあくまで一例

<イメージ>



- ・ドラムテスター上でのTRC機能等の不要作動は、運転者の意図せぬ挙動となるため、OBD検査への影響以前に、**検査が“安全”に“正しく”実施できない可能性がある**
- ・上記を防ぐために、検査前に各メーカーが案内する不要作動をさせない設定が必要

スピードメーター検査時の留意点

(2) ドラムテスター使用時に必要な設定(R7年6月時点)

メーカーが案内する主な設定は下表にて。詳細は整備マニュアルや取扱説明書等をご確認

【前提条件】対象車:OBD検査対象&用品等の装着無し、対象作業:ドラムテスターを使用したスピードメーター検査作業

メーカー	①必要な設定(主な例) ※詳細方法は、車種毎で異なるため 整備マニュアルや取説等をご確認下さい	②①が未設定の場合のリスク		
		作業安全性等の 低下の可能性	DTC入力 の可能性	特定DTCの可能性
スズキ	ESP® OFF スwitchの長押し	あり	あり	あり
SUBARU	ブリックラッシュブレーキOFFスイッチの長押し 又はインフォメーションディスプレイでOFF設定	あり	あり	あり
ダイハツ	VSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
トヨタ	整備モードへの移行 又はVSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
日産	整備モードへの移行	あり	あり	あり
ホンダ	VSAメンテナンスモードへの移行 又はVSA OFFスイッチ長押し	あり	あり	あり
マツダ	TCS(DSC) OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱	ASC OFFスイッチを押す	あり	あり	あり
いすゞ	ASR OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
日野	VSC/ASRオフスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱ふそう	ローラーテスターモードへの移行 又はESP/ASRカットスイッチを押す	あり	あり	あり
UDトラック	ローラーベンチモードへの移行	あり	あり	あり

【補足】
①が未設定時の
DTC入力までの
時間や確率は、
車両により異なる
(DTCの入力条件
が異なるため)

2

スピードメーター検査時の留意点

(3) 警告灯点灯(DTC入力)時のご対応

万が一、検査時に警告灯が点灯した場合は、その原因が「検査作業によるもの」か、または「実際に車両が故障しているのか」を確実に確認し、整備マニュアル等に記載の修理方法に従ってご対応下さい（該当部位の整備 or スキャンツール等によるDTC消去作業 等）

・ドラムテスター使用時は、本資料の設定対応等が必要なため、
安全で確実な作業を実施いただくためにご対応願います

・また本件以外にも、作業上の注意点等は整備マニュアルや
取扱説明書にも記載しているため、特に初めて取り扱う車両や
初めて行う作業に対しては、必要に応じてご確認ください

3



令和 6 年 9 月 20 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大します！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

自動車は、後部座席に人が乗車したり、トランクに荷物が積載されている状態では、車両後部が下がるため、ヘッドライトの光の向きを調整しない場合、ヘッドライトが上を向き、対向車のドライバー、特に高齢者ドライバーに眩しさを与えるリスクがあります。

そこで、2006年の新車から、光源が明るいヘッドライトを備えた自動車を対象として「ヘッドライトの上下の照射方向を自動で調整するオートレベリング」を備えなければならないこととしていますが、依然として、ヘッドライトの眩しさにより、周囲の自動車等の発見が遅れ、事故に繋がったというケースが過去10年間（2012～2021年）で300件以上発生しています。

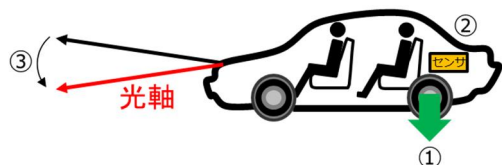
このような事故を防止するため、オートレベリングの装備拡大が国際的に議論されてきたところ、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、このオートレベリングに関する基準改正が合意されたことなどを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行います。

1. 主な改正の概要

オートレベリング（自動式の前照灯照射方向調節装置）について、光源が 2,000lm 超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、国際的な合意に伴い、光源の輝度にかかわらず、レベリング装備を必要とする全ての自動車※に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

【オートレベリングの作動イメージ】



- ①乗員や荷物の重さにより、車両後部が下がる
- ②車両に搭載したセンサにより車両の傾きを検知
- ③上を向いた光軸を適切な角度へ自動的に補正

【適用日】

- (1) 乗車定員10人以下の乗用車等
新 型 車：令和 9 年 9 月 1 日
継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日
- (2) 車両総重量 3.5t 超の貨物車及び
乗車定員 11 人以上の乗用車
新 型 車：令和 10 年 9 月 1 日
継続生産車：令和 13 年 9 月 1 日

2. 公布・施行

公 布：令和 6 年（2024 年）9 月 20 日

施 行：令和 6 年（2024 年）9 月 22 日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、木下

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 並びに 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則（第 171 号）」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 171 号に基づき認定されたかじ取装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 46 号第 5 改訂版	⇒	第 46 号第 6 改訂版
第 48 号第 8 改訂版	⇒	第 48 号第 9 改訂版
第 130 号	⇒	第 130 号改訂版

(2) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 171 号の新規採択に伴い、法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき型式指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

自動式の前照灯照射方向調節装置について、光源が2,000lm 超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、協定規則第48号の改訂に伴い、光源の輝度にかかわらず、前照灯照射方向調節装置を必要とする全ての自動車※に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

【適用日】

(1) 乗車定員10人以下の乗用車等：

【新型車】 令和9年9月1日

【継続生産車】令和12年9月1日

(2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び乗車定員11人以上の乗用車：

【新型車】 令和10年9月1日

【継続生産車】令和13年9月1日

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年9月20日

施 行：令和6年9月22日

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和6年（2024 年）9月現在、61 か国、1 地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン、ウガンダ、フィリピン、アンドラ、ベトナム、キルギス

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

（1）協定に基づく規則（以下「国連規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。

（2）令和6年（2024 年）9月現在、173 の国連規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

（1）協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。

（2）協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E₄₃：日本の場合）と認定番号を与える。

（3）認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和6年（2024 年）9月現在、乗用車の制動装置、警音器等の 106 の国連規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和6年9月現在

No.	項 目 名	No.	項 目 名	No.	項 目 名
0	国際的な車両認証制度	61	外部突起(商用車)	123	配光可変型前照灯
1	前照灯	62	施錠装置(二輪車)	124	乗用車ホイール
2	前照灯白熱球	63	騒音(モペッド)	125	直接視界(乗用車)
3	反射器	64	応急用予備走行装置	126	客室と荷室の仕切り
4	後部番号灯	65	特殊警告灯	127	歩行者保護
5	シールドビーム前照灯	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	128	LED光源
6	方向指示器	67	LPG車用装置	129	新幼児拘束装置
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	68	最高速度測定法	130	車線逸脱警報装置
8	ハロゲン前照灯	69	低速車の後部表示板	131	衝突被害軽減制動制御装置
9	騒音(三輪車)	70	大型車後部反射器	132	排ガスレトロフィット
10	電波妨害抑制装置	71	農耕用トラクタの視界	133	リサイクル
11	ドアラッチ及びヒンジ	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	134	水素燃料電池自動車
12	ステアリング機構	73	大型車側面保護	135	ポール側面衝突時の乗員保護
13	制動装置	74	灯火器の取付(モペッド)	136	電気自動車(二輪車)
13H	制動装置(乗用車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	137	フルラップ前突時乗員保護
14	シートベルト・アンカレッジ	76	前照灯(モペッド)	138	車両接近通報装置
15	排出ガス規制	77	駐車灯	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
16	シートベルト	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	140	ESC(横滑り防止装置)
17	シート及びシートアンカー	79	かじ取装置	141	タイヤ空気圧監視装置
18	施錠装置(四輪車)	80	シート(大型車)	142	タイヤ取付
19	前部霧灯	81	後写鏡(二輪車)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	144	事故自動緊急通報装置
21	内部突起	83	燃料要件別排出ガス規制	145	年少者用補助乗車装置取付具
22	ヘルメット及びバイザー	84	燃費測定法	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
23	後退灯	85	馬力測定法	147	連結装置(農耕用)
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	148	信号灯火に係る規則
25	ヘッドレスト	87	デイトイランニングランプ	149	照射灯火に係る規則
26	外部突起(乗用車)	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	150	反射器に係る規則
27	停止表示器材	89	速度制限装置	151	側方衝突警報装置
28	警音器	90	交換用ブレーキライニング	152	衝突被害軽減制動制御装置
29	商用車運転席乗員の保護	91	側方灯	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
30	タイヤ(乗用車)	92	交換用消音器(二輪車)	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	93	フロントアンダーランププロテクタ	155	サイバーセキュリティ
32	後部衝突における車両挙動	94	オフセット前突時乗員保護	156	ソフトウェアアップデート
33	前方衝突における車両挙動	95	側突時乗員保護	157	自動車線維持機能
34	車両火災の防止	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	158	後退時車両直後確認装置
35	フットコントロール類の配列	97	警報装置及びイモビライザ	159	低速走行時前方衝突警報装置
36	バスの構造(1階建て)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	160	事故情報計測・記録装置
37	白熱電球	99	ガスディスチャージ光源	161	施錠装置
38	後部霧灯	100	電気自動車	162	イモビライザ
39	スピードメーター	101	乗用車のCO2排出量と燃費	163	盗難発生警報装置
40	排出ガス規制(二輪車)	102	連結装置	164	スタッドレッドタイヤ
41	騒音(二輪車)	103	交換用触媒	165	車両後退通報装置
42	バンパー	104	大型車用反射材	166	直前直左右確認装置
43	窓ガラス	105	危険物輸送車両構造	167	大型車の直接視界
44	幼児拘束装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	168	路上走行時の軽・中量車排出ガス測定法
45	ヘッドランプ・クリーナー	107	バスの構造(2階建て含む)	169	大型車用事故情報計測・記録装置
46	後写鏡	108	再生タイヤ	170	バスの座席一体型年少者用補助乗車装置
47	排出ガス規制(モペッド)	109	再生タイヤ(商用車)	171	運転操作支援機能
48	灯火器の取付け	110	CNG・LNG自動車		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	111	タンク自動車のロールオーバー		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		
51	騒音	113	対称配光型ヘッドランプの配光		
52	小型バスの構造(1階建て)	114	後付エアバック		
53	灯火器の取付け(二輪車)	115	CNG、LPGレトロフィットシステム		
54	タイヤ(商用車)	116	盗難防止装置		
55	車両用連結装置	117	タイヤ単体騒音		
56	前照灯(モペッド)	118	バス内装難燃化		
57	前照灯(二輪車)	119	コーナリングランプ		
58	突入防止装置	120	ノンロード馬力測定法		
59	交換用消音器	121	コントロール・テルテル		
60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	122	ヒーティングシステム規則		

令和6年10月1日
国土交通省東北運輸局

ペーパー車検での車検手続きを行った自動車特定整備事業場の取消処分

指定自動車整備事業*¹を経営していた宮城県栗原市の事業者に対し監査を実施したところ、ペーパー車検*²での車検手続きが確認されたため、下記事業者に対し、自動車特定整備事業*³の認証を取り消す行政処分を行いました。

記

1. 事業者の名称
有限会社若柳自動車整備（宮城県栗原市）
2. 事業場の名称
有限会社若柳自動車整備（宮城県栗原市）
3. 行政処分の内容（取消年月日 令和6年10月1日）
自動車特定整備事業の認証の取消し
4. 法令違反の主な内容
ペーパー車検での車検手続き（106台）
（道路運送車両法第94条の5 違反）

5. 東北運輸局の対応

東北運輸局では、当該事業者がペーパー車検を行った自動車のうち、既に抹消手続きが行われているものなどを除いた自動車について、保安基準適合性の確認が行われていないおそれがあるため、該当する自動車使用者に対して注意喚起を行うとともに、希望する使用者には最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所若しくは軽自動車検査協会にて無料で保安基準適合性の確認を実施する旨の通知を行っていきます。

【お問い合わせ先】

東北運輸局 自動車技術安全部
整備・保安課 渡邊、阿部
TEL：022-791-7534

【用語説明】

- ※1 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業です。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わず車検手続が行えます。
- ※2 「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間更新のため、工場に一切車両を入庫せず、法令で定められた点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為です。
- ※3 「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければなりません。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（事業の停止等）

第九十三条 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二～三は省略

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

令和6年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

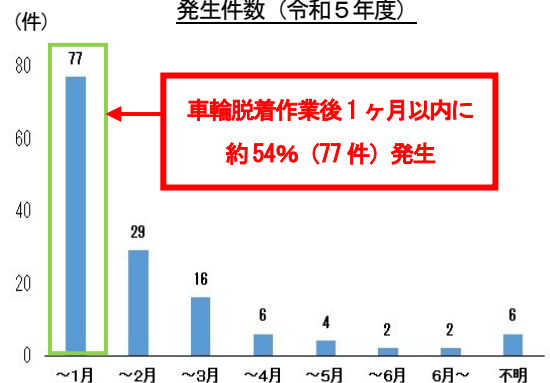
令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

こうした状況を踏まえ、令和6年10月から令和7年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

- 大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ります。
- 例年、車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し作業ミスが発生しやすい状況にあります。そのような中、不適切な脱着作業が確認されていることから、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。
- 令和4年12月の中間とりまとめにおいて、タイヤ脱着作業による人為的な作業ミスを前提としたハード対策の推進について、早期の開発や製品化が提言されました。これを受け、近年、開発された車輪脱落事故防止対策品は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されるところ、普及促進のために数百台規模で実証調査を実施します。

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別
発生件数（令和5年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：車輪脱落事故防止対策品の実証調査

別紙3：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 杉本、坂本
代表：03-5253-8111（内線：42413）
直通：03-5253-8599

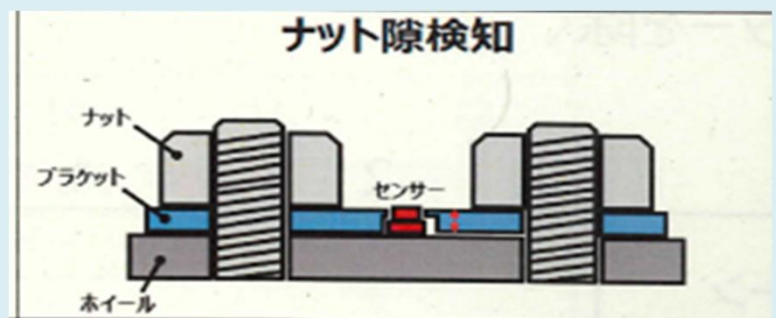
- ◆ 令和4年12月に策定された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」中間とりまとめにおいて、タイヤ脱着作業者による人為的な作業ミスを前提としたハード対策の製品化に向けた取り組みの推進が提言。
- ◆ 近年開発された車輪脱落事故防止対策品は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されるところ、普及促進のために実証調査を実施。

実証調査概要

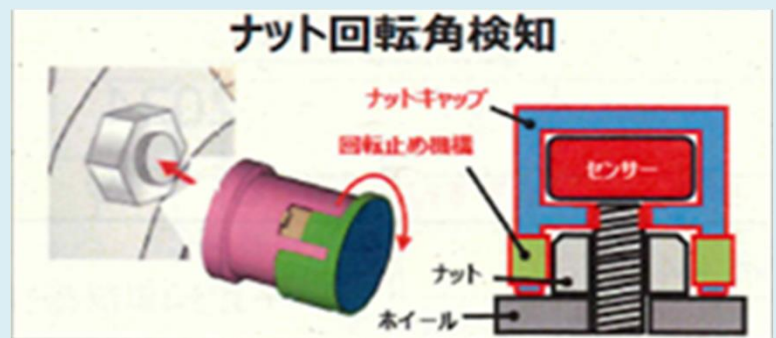
- 積雪地域のトラック事業者に対し、本実証への協力依頼
- 協力事業者は、後付け品を購入・使用し、アンケートに回答【年内とりまとめ】
- 実証結果やアンケート結果等を基に補助ガイドラインの策定

実証対象の後付け装置

- ナットとホイールの間にセンサーを挟み、ナットのゆるみに伴うナットとホイールの隙間を検知し、運転者席に警告を表示



- ナットに、センサーのついたナットキャップを取付け、ナットのゆるみによるキャップの回転を検知し、運転者席に警告を表示



防ごう大型車の車輪脱落事故

お

おとさぬ ための 点検整備

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても
大丈夫です!!
がんばります!!

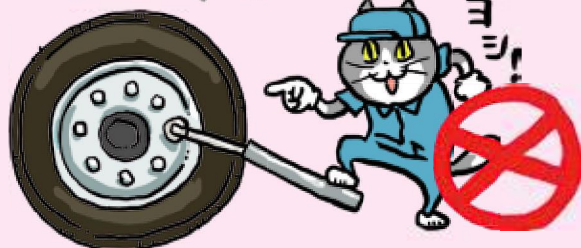


と

トルクレンチで 適正締め付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。

手トルクレンチで



ヨシ!

さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、
ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。

まだ使える!!



もう
あぶない
ですよ

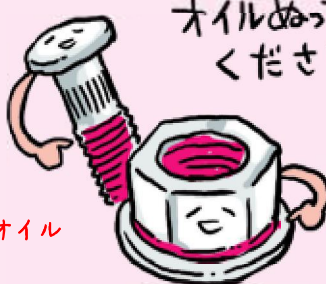


な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。

オイルぬって
くださる



はいよ



い

いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。

しまっ
てい
こう



©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



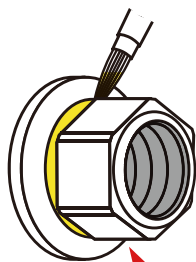
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

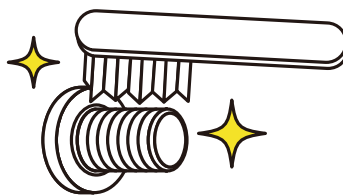
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



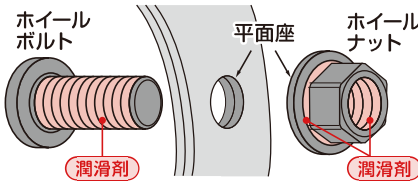
ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		





令和 7 年 1 月 10 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

消防・救助活動を円滑にする EV トラック・バスへの識別表示を行います！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

2050年カーボンニュートラルに向けEVトラック・バスの普及が進みつつある中、これらの車両事故が発生した場合、ディーゼル車とは異なる消防・救助活動が必要とされています。そのため、EVトラック・バスを対象として、外観から電気自動車であることを識別できるよう、令和8年9月以降、段階的に新車にEV専用のラベルを表示することとします。

また、乗用車と同様、二輪自動車等においても電子制御による先進安全装置の装備が進んでおり、不正なアクセスを受けるリスクが高まってきています。そのため、二輪自動車等を対象として、令和11年7月以降、段階的に新車にサイバーセキュリティに関する基準を適用します。

これらの基準改正は、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において国連基準として成立したことを踏まえて行うものです。

1. 主な改正の概要

- (1) バス及び車両総重量 3.5t 超のトラックのうち、高電圧にて作動する原動機を備える自動車の前部及び左右側面（バスは後部を含む。）には、次のラベルを表示することとします。

【主要要件】

- 幅：110 mm 以上
- 高さ：80 mm 以上
- 配置及び記号は、ISO 17840-4:2018 に準拠

【適用時期】

新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日

継続生産車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日



例：EV の場合のラベル

- (2) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にサイバーセキュリティ対策を求めます。

【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日

継続生産車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

施 行：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）



道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 193 回会合において、「サイバーセキュリティに係る協定規則（第 155 号）」等の改訂が採択されたほか、自動車の特定改造等の許可制度の合理化のため、特定改造等の実施に係る能力基準適合証明書について、プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行う必要がある。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、サイバーセキュリティ規制の対象車両に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。（第 17 条の 2 関係）

【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日

継続生産車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

「電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」及び「車両接近通報装置に係る協定規則（第 138 号）」の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 100 号第 3 改訂版	⇒	第 100 号第 4 改訂版
第 138 号改訂版	⇒	第 138 号第 2 改訂版

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 99 条の 3 第 1 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき特定改造の許可を申請する者が、当該特定改造を適確に実施するに足る能力（サイバーセキュリティの確保に係る能力並びにプログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力）を有するかどうかの審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

- ① 協定規則第 155 号の改訂の採択に伴い、法第 99 条の 3 第 1 項の許可の対象となる自動車に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。
- ② プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行い、その基準適合性を確認した場合にはそれぞれ能力基準適合証明書を交付することとする。
- ③ その他所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

- ① 協定規則第 100 号の改訂に伴い、高電圧にて作動する原動機を備える大型車両に、識別のための表示を義務づける（第 21 条、第 99 条、第 177 条関係）
【適用時期】
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日
継続生産車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日
- ② 協定規則第 138 号の改訂に伴い、後退停止時における車両接近通報装置の発音を義務づける。（第 2 条及び第 67 条の 3 関係）
【適用時期】
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日
継続生産車：令和 10 年（2028 年）9 月 1 日
- ③ その他所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年（2025年）1月10日

施 行：令和7年（2025年）1月10日

（2. (5)③の一部は、令和7年（2025年）1月11日施行）

令和 7 年 2 月 28 日

物流・自動車局車両基準・国際課
技術・環境政策課

ペダル付き電動バイクの安全対策を講じます！

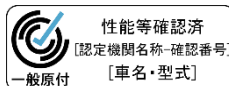
～道路運送車両の保安基準及び関係告示の一部改正・制定について～

近年、外観上は電動アシスト自転車と似ているものの、アシスト力が強いものやペダルを漕がなくても走行できるペダル付き電動バイクが流通しています。このような車両の小型・軽量・電動等の特性を考慮して保安基準を策定するとともに、消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加します。

1. 改正の概要（詳細は別紙参照）

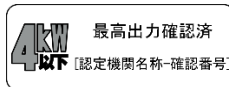
（１）ペダル付き電動バイクに関連する対策

- ① 小型・軽量・電動等の車両特性を踏まえ、バッテリーの安全性や路面の凹凸によらず安定した走行を確保するための要件を含むよう保安基準を策定する。
- ② 必要な基準を満たすことを確認し車両に表示する制度の対象に追加する※¹。

※¹ 性能等確認済の表示

（２）その他

- ① 本年 4 月から原付免許（普通免許に付帯する免許）で運転することが可能となる最高出力 4.0kW 以下の原動機付自転車について、最高出力に関する不正改造を防止するための基準を追加するとともに、最高出力等を確認し車両に表示する制度を創設する※²。
- ② 規制改革推進に関する中間答申（令和 6 年 12 月 25 日）を踏まえ、ロボット農機の早期の社会実装を可能とするため、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。

※² 最高出力確認済の表示

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 2 月 28 日

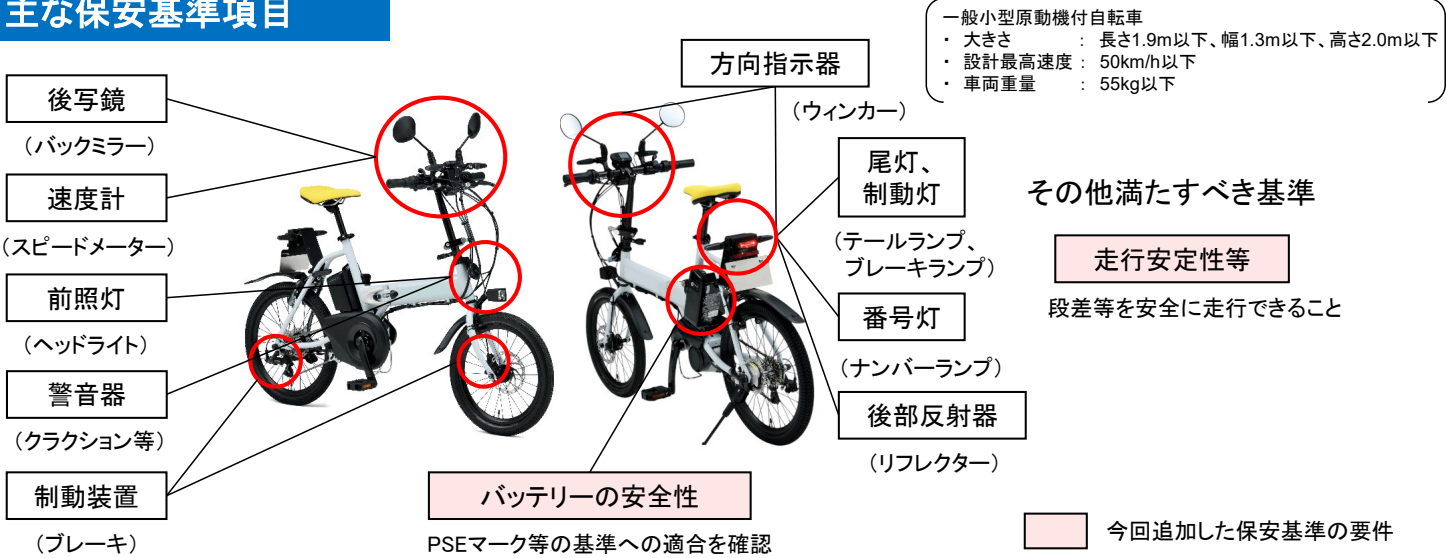
施 行：公布の日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課（（１）①、（２）①（確認制度を除く。）②に関すること）：松坂、森
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）技術・環境政策課（（１）②、（２）①（確認制度に限る。）に関すること）：塚田、島
電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）

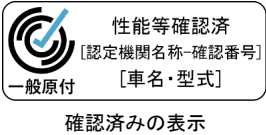
- ペダル付き電動バイク等の小型・軽量な一般原動機付自転車(以下「一般小型原動機付自転車」という。)について、車両の安全性の確保を図る。
- 車両特性を考慮して保安基準を策定する
 - 消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加する

主な保安基準項目



保安基準適合性等の確認

- 一般小型原動機付自転車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等の確認を行う制度を整備する。
- 確認を受けた一般小型原動機付自転車には、確認済みの表示を車両に行う。



一般小型原動機付自転車の範囲について

- 一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等との関係は以下のとおり。

一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等の関係

	原動機の種類	
	内燃機関(総排気量125cc以下)	電動機(定格出力1kW以下)
一般原動機付自転車	一般原動機付自転車 (長さ2.5m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下)	一般小型原動機付自転車 (長さ1.9m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下・設計最高速度50km/h以下・車両重量55kg以下)
特定小型原動機付自転車		特定小型原動機付自転車 (長さ1.9m以下・幅0.6m以下・設計最高速度20km/h以下、定格出力0.6kW以下)



令和7年3月28日
物流・自動車局
技術・環境政策課

保安基準に適合したペダル付き電動バイクを購入・使用しましょう！

～インターネット等において販売されている車両に気を付けましょう～

近年、外観上は電動アシスト自転車と似ているものの、アシスト力が強いものやペダルを漕がなくても走行できるペダル付き電動バイク（※その多くは第一種原動機付自転車に分類される）が流通しています。

国土交通省では、インターネット等で流通している20車種について市場調査を実施し、このうち保安基準不適合のおそれのある4車種の現車確認を行った結果、全車種で保安基準不適合が確認されました。

インターネット等でペダル付き電動バイク等を購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

1. ペダル付き電動バイクの市場サーベイランス（第一弾）の結果

保安基準不適合が確認された4車種については、車種名・外観等を国土交通省ホームページで公表するとともに、当該車両の製造・販売事業者に対して、車両の改良、既に販売した車両の不適合箇所の改修等の指導をしました※1。

更に、オンラインマーケットプレイス、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き市場調査を行い、不適合品の流通防止を図ってまいります。

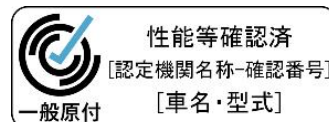
※1 現在、この4車種は、新車販売を中止しています。

2. ペダル付き電動バイクを購入・使用される皆様へ

インターネット等でペダル付き電動バイクを購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

また、消費者が安全なペダル付き電動バイクを選択・利用できるよう、令和7年4月から、保安基準適合性等を確認し車両に表示する制度（性能等確認制度）を開始します。今後、性能等確認済のペダル付き電動バイクには表示（シール※2）が貼付されるほか、確認済車種一覧を以下のページで公表いたします。

加えて、ペダル付き電動バイクを公道で走行する場合、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という）の加入が義務づけられています。国土交通省では、自賠責保険の加入義務などに関する啓発動画を以下のページで掲載しています。



※2 性能等確認済の表示

3. ペダル付き電動バイクの製造・販売事業者の皆様へ

2. の性能等確認は、令和7年4月から申請が可能となります。詳細は、以下のページをご覧ください。

■ 国土交通省ホームページ

ペダル付き電動バイクの安全対策：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000092.html

自賠責保険の加入義務などに関する啓発動画：<https://youtu.be/Lwcu06Z3juU>

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 島、柳原

電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）

ペダル付き電動バイク(一般原動機付自転車)の 市場サーベイランス(第1弾)不適合箇所

注)試験車両における主な不適合箇所を記載。

有限会社アルザン(デザート20)



- ・ 後写鏡及び後部反射器が装備されていない。
- ・ 制動灯が、昼間、後方100mの距離から点灯を確認できない。
- ・ 後部の方向指示器が、昼間、指示する方向の100m先の距離から点灯を確認できない。
- ・ 前照灯が、減光又は照射方向の下向き変換をできない。

ハンディグッズ株式会社(BK11)



- ・ 前照灯等が、スイッチにより消灯可能となっており、原動機作動時に常に点灯しない。
- ・ 課税標識の番号が、夜間、後方8mの距離から確認できない。
- ・ 後部の方向指示器が、昼間、指示する方向の100m先の距離から点灯を確認できない。
- ・ 方向指示器、後写鏡及び前照灯の取付け位置が基準値内ではない。

ライティング商事(20ML500W-36V14A-B)



- ・ 前照灯等が、スイッチにより消灯可能となっており、原動機作動時に常に点灯しない。
- ・ 課税標識の番号が、夜間、後方8mの距離から確認できない。

モビマックスジャパン株式会社(ALETTA)



- ・ 前照灯等が、スイッチにより消灯可能となっており、原動機作動時に常に点灯しない。
- ・ 番号灯が、前照灯と連動して点灯せず、制動灯と連動して点灯する。

令和 7年 5月30日
国土交通省東北運輸局

不正改造は犯罪です

あなたの自己満足のために多くの人が迷惑しています。

～「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）が始まります～

東北運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、関係機関（警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会）や、自動車関係団体と連携し、騒音等の環境悪化・道路交通の秩序を乱す要因となる違法マフラーの使用や、保安基準に不適合となる部品の取付けや取外し等の不正改造車の排除に向けた次の取り組みを強化します。

[不改運動ポスター]

1. 自動車ユーザー等への啓発活動

- ・メディア、ポスター及びチラシ（別紙）等により広報を実施。

2. 街頭検査の実施

- ・違法マフラー装着、車体からはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、関係機関と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 違法マフラー等不正改造車排除のための情報収集

- ・管内の各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」において情報収集を実施。
- ・寄せられた情報をもとに、不正改造車のユーザーに警告ハガキを送付し改修結果の報告を求める。



[着色フィルムの例]



各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

青森運輸支局 017-739-1501
(音声案内後2番)
宮城運輸支局 022-235-2517
(音声案内後2番)
山形運輸支局 023-686-4711
(音声案内後2番)

岩手運輸支局 019-638-2154
(音声案内後2番)
秋田運輸支局 018-863-5811
(音声案内後2番)
福島運輸支局 024-546-0345
(音声案内後2番)



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 滝沢、眞壁
TEL 022-791-7534

ちょっと待って!

バイクも
クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を!**「犯罪」**

って知ってる!?

**ドドドドド****ダメ!ダメ! 違法マフラー**

詳しくはQRコードを!

不正改造車の
使用者

整備命令の発令

▶ 整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金不正改造を
実施した者6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

国土交通省

あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。



- 不正改造車の使用者 整備命令の発令
- 不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本RV協会



令和 7 年 6 月 17 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務づけます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、高齢者等がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたことによる事故を防止する日本発の安全技術です。

国土交通省では、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、この日本発の技術を国際基準とすることで、昨年11月に合意されたところです。

今般、道路運送車両の保安基準等を改正し、乗用車について、国際基準に適合する装置の搭載を義務づけることとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

1. 主な改正の概要

(1) 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の義務付け

電気自動車を含め、オートマの乗用車（クラッチペダルのない乗用車）には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則」に適合する装置を備えなければならないこととします。（詳細は別紙参照）

【適用時期】

新型乗用車：令和 10 年 9 月 1 日（輸入車は令和 11 年 9 月 1 日）

(2) 農耕トラクタ等の特殊自動車の安全対策等

- ① 令和 6 年 8 月に開催された農林水産省農作業安全検討会での検討の結果等を踏まえ、農耕トラクタの運転者席に座席ベルトを備えなければならないこととします。

【適用時期】

新型車、継続生産車：令和 9 年 1 月 1 日

- ② 林野庁において推進している高性能林業機械の導入への対応として、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える灯火器及び後写鏡については、一定の条件のもと、作業時に取り外しを可能とすることとします。

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 6 月 17 日

施 行：令和 7 年 6 月 17 日（一部、同年 6 月 23 日、同年 7 月 6 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、宗形

電話 03-5253-8111（内線 42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）



- 令和6年11月に開催された国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」が国連基準化され、今後の世界スタンダードとして認められた。
- 令和4年に日本からの提案にて議論が開始され、日本の技術や評価方法をベースとした国連基準となっている。
- 令和7年6月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

主な要件

○ 急発進抑制に関する要件

障害物の手前1.0m及び1.5mに停止状態でアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、次のいずれかであること

- ✓ 障害物に衝突しないこと
- ✓ 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること

○ ドライバーへの警報に関する要件

- ✓ 視覚警報が必須 等

○ 機能の解除条件に関する要件

- ✓ 解除中のドライバーへの表示
- ✓ 機能の復帰条件 等

対象車両

運転者がクラッチ操作を必要としない乗用車（乗車定員10人未満）

適用日

令和10年9月1日（輸入車は令和11年9月1日）以降の新型車に義務づけ

<装置の作動イメージ>



<試験法の概要>



令和7年6月24日
物流・自動車局自動車整備課**自動車整備業の人材募集・定着・育成の取組を加速します**

～「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の改訂等～

国土交通省は、①事業規模や業態ごとの課題や関心を踏まえて「職場づくりガイドライン」を改訂するとともに、新たに、②「仕事体験学習（インターンシップ）の受入れマニュアル」及び③「社会科見学の受入れマニュアル」を策定しました。

国土交通省では、自動車整備士の魅力の向上のため、働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインの策定、高校生などを対象とした仕事体験学習（インターンシップ）や社会科見学の実施といった取組を進めてきました。

これらの取組について、関係者の皆様から多くのご意見を頂戴したことを踏まえ、今般、①職場づくりガイドラインの改訂版、②仕事体験学習（インターンシップ）の受入れマニュアル及び③社会科見学の受入れマニュアルを策定しました。

今後は、これらのガイドラインやマニュアルをより多くの自動車整備事業者に活用していただけるよう関係団体と連携を図りながら周知・啓発を進め、自動車整備業における人材募集・定着・育成を更に後押ししてまいります。

<各ガイドライン・マニュアルの概要>

名 称	概 要
①職場づくりガイドライン	事業規模や業態ごとの課題や関心を踏まえて人材確保に向けた取組例を再編集し、具体的な事例等を追加
②仕事体験学習マニュアル	自動車整備事業者が仕事体験学習の受入れを行うにあたってのポイントや好事例を取りまとめ
③社会科見学マニュアル	自動車整備事業者が社会科見学の受入れを行うにあたってのポイントや好事例を取りまとめ

※1 職場づくりガイドライン

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

※2 仕事体験学習及び社会科見学マニュアル

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000043.html

別添1： 自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン

別添2： 自動車整備事業者のための高校生向け仕事体験学習（インターンシップ）受入れマニュアル・事例集

別添3： 自動車整備事業者のための社会科見学受入れマニュアル・事例集

（お問い合わせ先）

物流・自動車局自動車整備課 浅野、植木、武田、山口

代表：03-5253-8111（内線 42412、42415）

直通：03-5253-8589



令和7年7月8日

物流・自動車局

自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 74 号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジাস・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和 26 年運輸省令第 71 号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 2 分の 1 短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

（2）今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、**認証工場の機器要件**を見直す

廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器 (3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器 (3つ)
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器 (3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

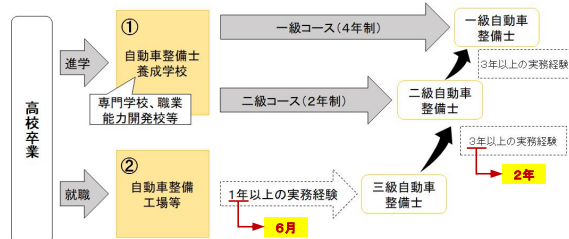
追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための**実務経験期間を短縮**(座学で補完)

2級自動車整備士	3年 → 2年
3級自動車整備士	1年 → 6月
特殊自動車整備士	2年 → 1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の**点検整備記録簿**の車両への備え付けに代えて、**携帯電話等への「電子的方法」による保存**でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)

⇒ **整備工場が電子的に発行可能に**

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、**オンライン方式**を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、**目視に代えて、スキャンツール等による確認**でも可とする範囲を拡大する

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす**指定工場(大型)**の最低工員数を緩和 (**5人→4人**)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直しについては、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を**1級自動車整備士**に限る

【今後のスケジュール】 公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6) 令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日(3.)

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

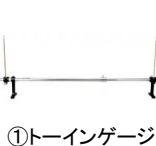
追加

タイヤの傾きを測定する機器※

小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器

整備用スキャンツール等で代替可

電子整備に必要



①トーインゲージ



②キャンバー/キャスタゲージ



③ターニングラジウスゲージ



④ホイールプーラー



⑤グリースガン/シャシ・ブルブレータ



⑥ベアリングレースプーラー



⑦比重計



⑧エンジンタコメータ



⑨タイミングライト



⑩整備用スキャンツール

設置を不要とする

※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き設置を不要とする

⑦はバッテリーテスタ、⑧⑨は整備用スキャンツールがあれば設置を不要とする

認証の新規取得時等から義務付け

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす **指定工場(大型)** の最低工員数を緩和 (**5人→4人**)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

3

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

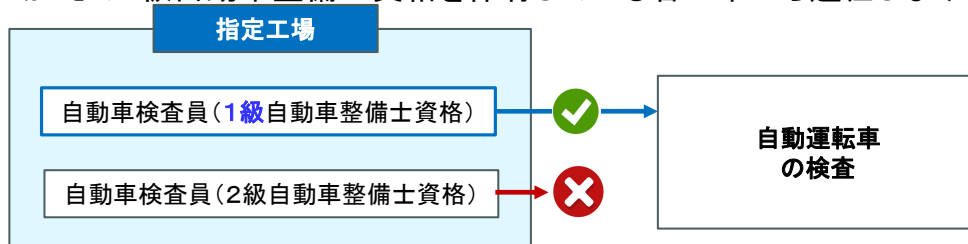
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和11年4月1日

その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

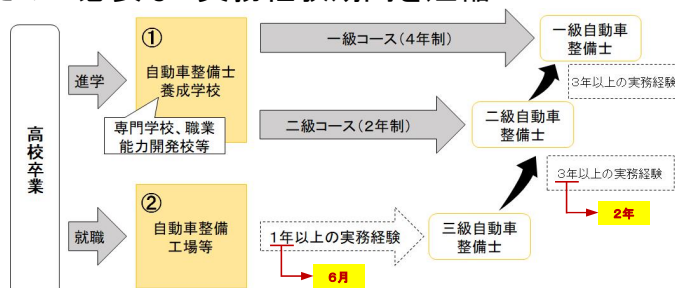
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年 → <u>2年</u>
3級自動車整備士	1年 → <u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年 → <u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

5

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること
※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

6

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ① ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

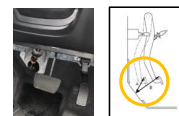
【定期点検】

- ② ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③ 倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④ 二次空気供給装置の機能
- ⑤ 排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの
床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



ペダルと床のすき間

(今後)

・ スキャンツール等による確認でも可

195秒/台 の作業時間削減(平均)



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和7年10月8日

令和6年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和7年3月末現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
山形 1	令和6年9月	保安基準適合証の交付停止 25日	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。
宮城 2	令和6年9月	保安基準適合証の交付停止 40日間 検査員の解任 1名	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・不正改造状態で適合証を交付した。(1台) ・指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

令和6年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和7年3月末現在)

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城 1	令和6年9月	自動車特定整備事業の停止 10日間	・不正改造状態での車検手続き
宮 城 2	令和6年9月	自動車特定整備事業の取消	・ペーパー車検、不正改造状態での車検手続

令和6年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和7年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
岩手 1	令和6年6月	運輸支局長文書警告 自動車検査員文書警告	【指定整備事業関係】 ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 【自動車検査員関係】 ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
岩手 2	令和6年12月	運輸支局長文書警告 自動車検査員文書警告	【指定整備事業関係】 ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ・法令の規定を遵守する体制でない。 【自動車検査員関係】 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。
岩手 3	令和7年1月	運輸支局長文書警告	【指定整備事業関係】 ・適合証交付自動車に点検整備上又は検査場の瑕疵があった。
岩手 4	令和7年1月	運輸支局長文書警告	【指定整備事業関係】 ・適合証交付自動車に点検整備上又は検査場の瑕疵があった。

令和6年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和7年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
岩手 1	令和7年1月	運輸支局長文書警告	【特定整備事業関係】 ・特定整備作業に重大な瑕疵があった。 ・整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

訪問特定整備制度について

国土交通省では、整備工場に車両を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、新たに「訪問特定整備」制度を新設します

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を**満たす**場所

例：運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を**満たさない**が
安全・品質を確保できる場所

例：ユーザーの自宅駐車場等

2. 作業範囲

特定整備は、**以下に限る**

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリングホースの交換



主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の**認証工場の整備主任者**が行う
- **料金の内訳**（整備費、旅費等）を示すこと
- **訪問する整備士のリスト**をメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、**同一の都道府県内**又は**自動車によりおおむね1時間以内**

スケジュール

公布：令和7年3月31日

施行：令和7年6月30日

訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備等の開始の日の**前日までに**、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に必要な事項及び情報を記録した**電磁的記録を電子メールを送信する方法**により届け出なければなりません。

※代理の電子メール送信は不可



また、届出した事項又は情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、当該変更内容を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。

訪問特定整備制度の創設に伴い、

国土交通省 Web サイト https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

において、**訪問特定整備制度に関する法令、告示、通達、Q&A、届出様式 Excel** を掲載していますので、ご活用ください。



訪問特定整備等に関する届出の岩手運輸支局の専用電子メールアドレスは以下のとおりです

岩手運輸支局

tht-iwt-houmon@ki.mlit.go.jp

ご不明な点は岩手運輸支局検査整備保安部門までお問い合わせ下さい。

TEL:019-638-2154(ダイヤルイン2)

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



©くまね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

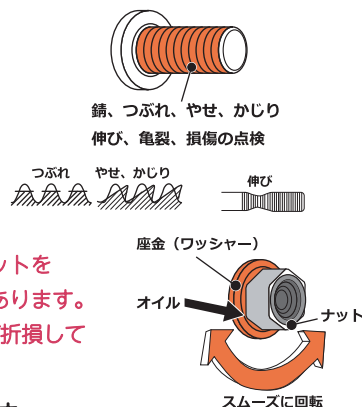
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】

ホイールボルト



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

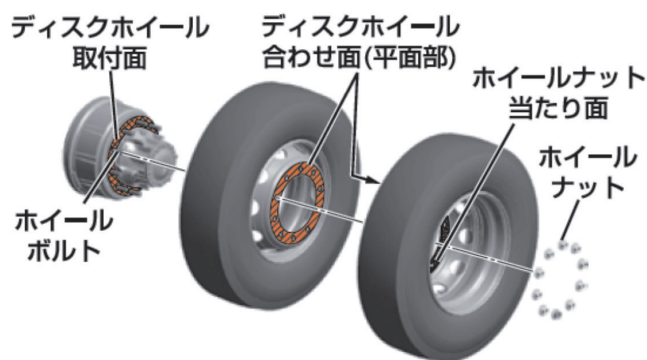
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

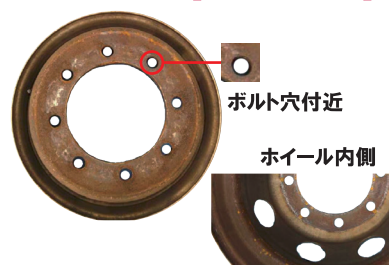
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

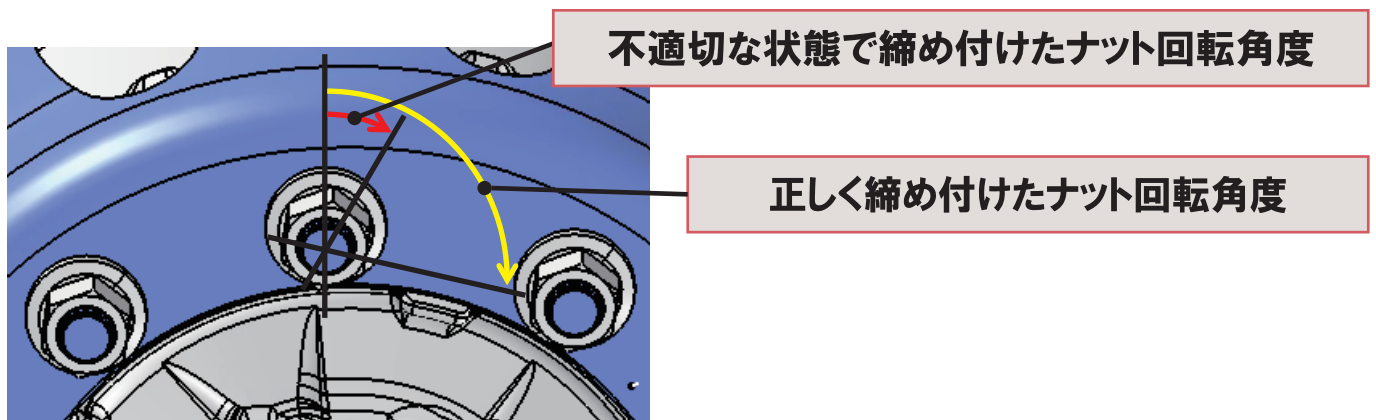


ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

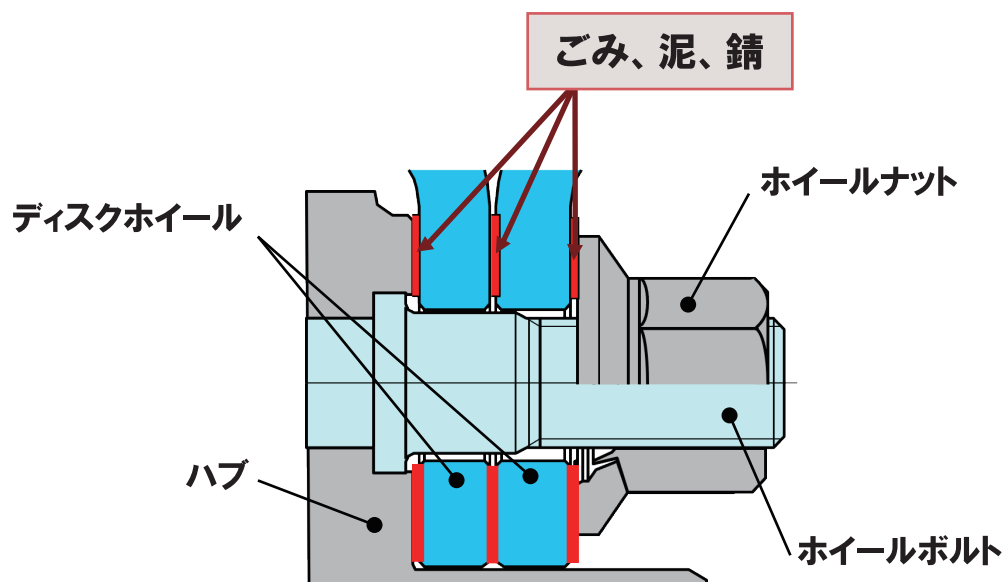
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成 22 年 4 月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合例

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



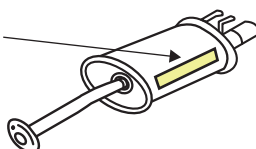
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

① 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、
商標等



（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）



（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）



（性能等確認済表示の例）

確認機関の略称のサンプル例



（ニ）協定規則適合品表示
（Eマーク）

（例）



（ホ）欧州連合指令（EU 指令）
適合品表示（eマーク）

（例）



（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員 11 人以上又は車両総重量 3.5 トンを超える自動車の場合を除きます。）

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又は EU 指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。

（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

- COC ペーパー（EU 指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）
- WVTA ラベル又はプレート（EU 指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！

平成 28 年 10 月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に
関する罰則

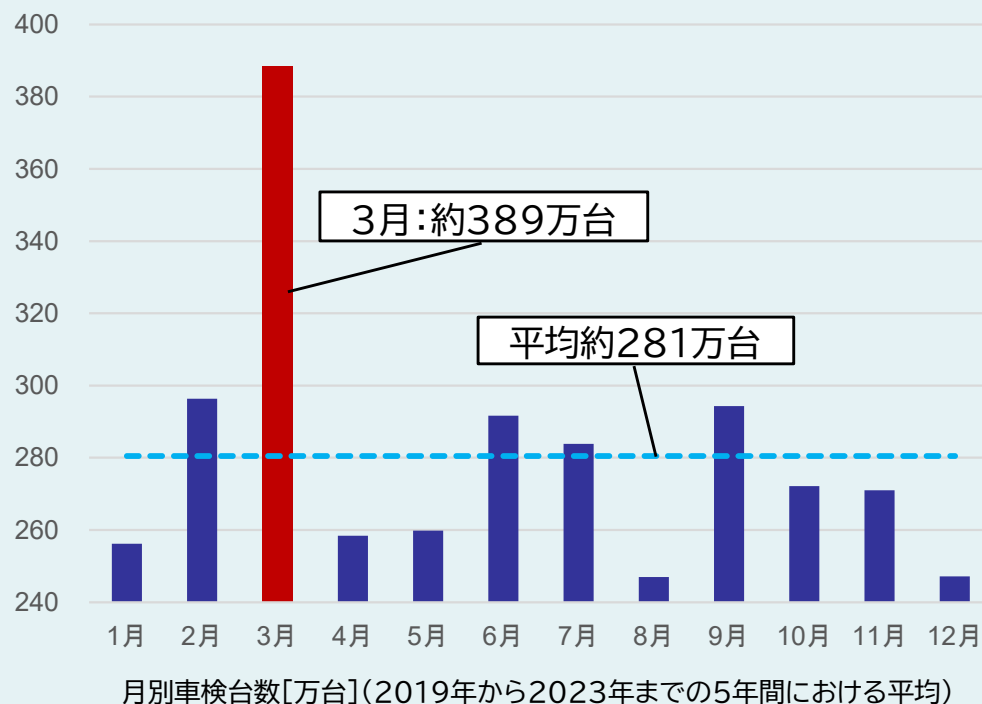
不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については
50 万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6 ヶ月以下の拘禁刑又は
30 万円以下の罰金

1. 月別の車検台数



2. 課題

- 3月における自動車整備業界の負担大
 - ・ 自動車整備士の残業・休日出勤増
 - ・ 期限内に整備を終えなければならない心理的負担
 - ・ 臨時従業員の確保 など
- 車検場、整備工場の混雑
 - ・ 自動車ユーザーが整備・検査をタイムリーに受けられない

3. 車検の受検可能期間の拡大(今回の対応策)

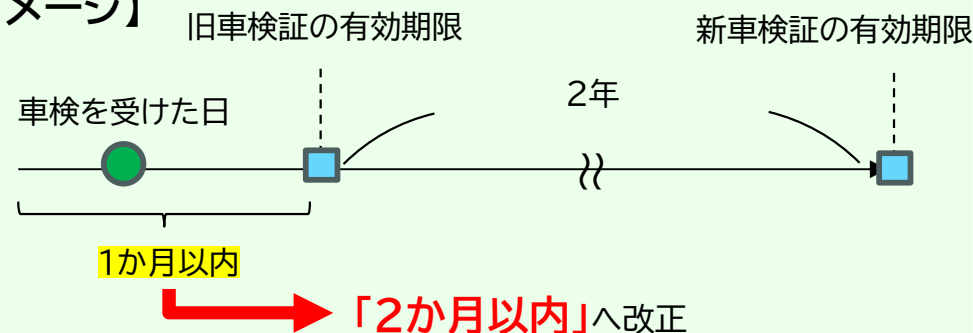
【～令和7年3月31日】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前1か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」とすることができる。

【令和7年4月1日～】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前2か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」とすることができる。

【イメージ】



3月の車検ピークを平準化

(スケジュール)

公 布: 令和6年(2024年) 6月25日

施 行: 令和7年(2025年) 4月1日

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

令和6年5月より
車検に通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種			令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月～	令和2年5月～	令和4年5月～	
アウディ		A3、A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3、DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ、レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレール、フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!、Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット、アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー、アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350、ピアノ	1車種	



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization



ISUZU



JAGUAR



SUBARU



CHEVROLET

DAIHATSU



TOYOTA



LEXUS



BMW



HONDA



MAZDA



MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属
部品が飛び散りバッグの中央部が
大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリ
コールの対象になっていないか確認できるツールです。
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

**リコール作業は車検とは別にお受けいただけます
早急にご用命ください**

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら
下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー（五十音順）		お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社		0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/input
ジャガー・ ランドローバー・ ジャパン株式会社	【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
	【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】		0120-554-106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU		0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社		0120-711-276	https://www.gm-japan.co.jp/recalls/info
ダイハツ工業株式会社		0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車 株式会社	【トヨタ】	0800-700-7700	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
	【LEXUS】	0800-500-5577	https://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社		0120-941-232	https://www.nissan.co.jp/RECALL/
ビー・エム・ダブリュー株式会社		0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲン グループジャパン 株式会社	【フォルクスワーゲン】	0120-509-300	https://www.volkswagen.co.jp/ja/afterservice/about-your-car/customer-information/recall.html
	【アウディ】	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社		0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社		0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社		0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本合同会社		0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/mysevice/recall/search/index.html





ナンバープレートの交付手数料が変わります!!

東北各県の自動車登録番号標(ナンバープレート)交付代行者より申請のあった交付手数料の変更認可申請について、申請どおり認可しました。

令和7年6月1日(日)より改定後の交付手数料が適用されます。

1. ナンバープレート交付代行者

- 一般社団法人 青森県自動車協会
- 一般社団法人 岩手県自動車整備振興会
- 一般社団法人 宮城県自動車協会
- 一般財団法人 秋田県全自動車協会
- 一般社団法人 山形県自動車整備振興会
- 一般財団法人 福島県自動車会議所

2. 改定交付手数料の適用日

令和7年6月1日(日)

3. 改定理由

昨今の物価や人件費の高騰に伴い、ナンバープレートの原材料等についても価格が上昇しており、これらを賄うために東北各県のナンバープレートの交付代行者より、交付手数料改定申請がありこれを認可しました。

4. 改定後の交付手数料

別紙のとおり

【問い合わせ先】

国土交通省東北運輸局自動車技術安全部管理課

今野 斉藤 電話:022-791-7533

【別紙】

2 枚 1 組

改定後価格一覧(令和 7 年 6 月 1 日～)

県			青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
標板種別								
中型番号標	一連番号	ペイント式	1,930 円	1,990 円	1,960 円	1,980 円	1,990 円	1,930 円
		字光式	5,640 円	5,550 円	5,800 円	5,700 円	5,740 円	5,860 円
	希望番号	ペイント式	4,780 円	5,260 円	4,960 円	4,800 円	4,730 円	4,770 円
		字光式	8,210 円	8,100 円	8,200 円	8,400 円	8,250 円	8,310 円
	図柄入り	全国版	8,800 円	10,270 円	9,000 円	8,800 円	9,130 円	10,000 円
		万博						
		地方版						
大型番号標	一連番号	ペイント式	2,610 円	2,990 円	2,660 円	2,700 円	2,990 円	2,630 円
		字光式	6,930 円	6,880 円	7,080 円	7,000 円	7,020 円	7,140 円
	希望番号	ペイント式	6,000 円	6,660 円	6,300 円	6,000 円	5,400 円	6,690 円
		字光式	9,240 円	9,320 円	9,200 円	9,400 円	9,270 円	9,330 円
	図柄入り	全国版	13,830 円	15,870 円	14,200 円	13,800 円	14,090 円	15,820 円
		万博						
		地方版						

※乗用車などは中型番号標、大型トラックなどは大型番号標となります。

※図柄入りナンバーについては、上記交付料金に 1,000 円以上の寄付をしていただくと、フルカラーのナンバープレートを選択することができます。

※希望ナンバー、図柄入りナンバーの申込みはナンバープレート交付代行者のホームページでご確認下さい。